# かぎん個人型DC「みらいチケット」

# 確定拠出年金

# 運用商品ガイド

### <確定拠出年金の運用商品に関するお取扱い>

- ◎運用の方法の情報提供は、確定拠出年金運営管理機関として行います。
- ◎特定の運用の方法の推奨は、禁止されています。

株式会社鹿児島銀行

東京海上日動火災保険株式会社

### 本資料のご利用にあたって

本資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令の規定に基づき、運営管理機関として、加入者の皆様が運用の指図を行うために必要な情報を提供するものです。商品提供会社または運用会社から提供された最新の情報に基づいて作成していますが、その正確性、安全性などについて運営管理機関が保証するものではありません。また、今後内容については変更される場合があります。

投資信託商品が繰上償還される場合には、概ね償還の一カ月前までに償還期日、償還の理由、その他の 運用商品に預け替える場合の手続き等をご案内します。

本資料掲載の運用商品に関する実績データ等は、随時更新しています。運用の方法の詳細、および最新の実績データ等は、東京海上日動確定拠出年金ホームページにてご確認ください。

### ご注意点

事務手続き上の理由で資産を取崩す場合、投資信託商品等の価格変動を見越し、本来売却すべき口数よりも多めに資産を取崩した後、差額を再買付します。

一覧表に記載している「売却順」は、この際に資産を取崩す順です。

ご加入者の場合、再買付は、掛金の運用割合を適用して行います。運用指図者の場合、過去に掛金拠出があるときは直近の掛金に対する運用割合を適用して行います。過去に掛金拠出がないときは「未指図商品」を買い付けます。

詳細は、東京海上日動 確定拠出年金コールセンターまでお問合せください。

### 東京海上日動確定拠出年金コールセンター

<u> フリーダイヤル: 0 1 2 0 - 7 1 9 - 4 0 1</u>

受付時間:平日午前9時~午後8時、土日午前9時~午後5時(祝日・振替休日・年末年始はお休みさせていただきます。)

00000087 2024.04改定

### 運用商品の選定理由

東京海上日動では専門的知見に基づき、過去の運用実績・格付け等の指標に基づく定量評価や運用商品の取扱機関、運用会社の経営健全性・リスク管理体制等の定性評価(高度な専門性を有する第三者評価機関の分析レポートも利用)、運用商品の組成に要する費用等を総合的に勘案し、加入者・運用指図者の皆様が適切な運用商品を選択できるよう本プランの運用商品ラインアップ(個々の運用商品および全体の構成)を選定しております。

### <全体構成の考え方>

- ・伝統的なカテゴリー分類(国内債券、国内株式、外国債券、外国株式)をベースとして、リスク・リターン特件の異なる複数の投資信託商品をバランス良く選択肢に用意しています。
- ・複数の資産に分散投資することで効率的な運用が期待できるバランスファンドを選択肢に用意しています。
- ・安全性の高い元本確保型の運用商品を選択肢に用意しています。

### 指定運用方法とは

iDeCoにご加入されるお客様には、原則としてお客様ご自身で運用の方法(運用商品)を選択のうえ「個人型年金加入申出書」等の書類にて運用割合を指定いただきますが、特段の指定がなされない場合には、お客様が運用指図をしたものとみなし、一定期間経過後に予め決められた運用方法(一覧表の「指定運用方法欄」に「◎印」がある商品)を購入します。

これを「指定運用方法」といいます。「◎印」がない場合は、指定運用方法が設定されていません。

# ◆確定拠出年金 運用商品一覧

# かぎん個人型DC「みらいチケット」

00000087

## 投資信託商品

区分	商品 コード	売却順	商品名	商品選定理由	指定 運用方法
バランス パッシブ	01606	15	三菱UFJプライムバランス(8資産)(確定拠出 年金)	日本を含む世界各国の株式、公社債および不動産投資信託証券に分 散投資します。中長期的な成長が期待できるバランスファンドとして選定 しました。	
<b>バランス</b> アクティブ	00912	16	ダ・ヴィンチ	世界の株式、債券および円短期金融商品に分散投資します。投資環境に応じた機動的な資産配分により、安定性と成長性を追求できるファンドとして選定しました。	
バランス アクティブ	02053	17	東京海上ターゲット・イヤー・ ファンド 2 0 3 5	ターゲットイヤー(退職時期)に向けて年齢に応じたリスク調整を行う投資信託です。初心者にも受け入れ易いこと、相対的に信託報酬が低いことから選定しました。	©
<b>バランス</b> アクティブ	02054	18	東京海上ターゲット・イヤー・ ファンド 2 0 4 5	ターゲットイヤー(退職時期)に向けて年齢に応じたリスク調整を行う投資信託です。初心者にも受け入れ易いこと、相対的に信託報酬が低いことから選定しました。	©
<b>バランス</b> アクティブ	02055	19	東京海上ターゲット・イヤー・ ファンド 2 0 5 5	ターゲットイヤー(退職時期)に向けて年齢に応じたリスク調整を行う投資信託です。初心者にも受け入れ易いこと、相対的に信託報酬が低いことから選定しました。	©
バランス アクティブ	02056	20	東京海上ターゲット・イヤー・ ファンド 2 0 6 5	ターゲットイヤー(退職時期)に向けて年齢に応じたリスク調整を行う投資信託です。初心者にも受け入れ易いこと、相対的に信託報酬が低いことから選定しました。	©
バランス アクティブ	00054	21	東京海上セレクション・バラン ス30	主として国内外の複数の資産(内外の株式・債券、短期金融資産) に分散投資します。安定性に成長性を加味し、中長期的な資産の成長 を目指すファンドとして選定しました。	
バランス アクティブ	00053	22	東京海上セレクション・バラン ス50	主として国内外の複数の資産(内外の株式・債券、短期金融資産) に分散投資します。安定性と成長性をバランスさせ、中長期的な資産の 成長を目指すファンドとして選定しました。	
<b>バランス</b> アクティブ	00057	23	東京海上セレクション・バラン ス70	主として国内外の複数の資産(内外の株式・債券、短期金融資産) に分散投資します。成長性を重視し、中長期的な資産の成長を目指す ファンドとして選定しました。	
バランス アクティブ	01607	24	トレンド・アロケーション・オー プン	各国の株式・債券・REIT等の資産に分散投資するファンド・オブ・ファンズです。市場サイクル分析に基づく基本資産配分と下方リスク対応に優れたファンドとして選定しました。	
<b>バランス</b> アクティブ	01535	25	東京海上・円資産バランス ファンド(年1回決算型)	国内の複数の資産(債券、株式、不動産投資信託)に分散投資します。リスクを抑制しながら、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保が期待できるファンドとして選定しました。	
<b>国内株式</b> パッシブ	01612	6	東京海上・日経 2 2 5 イン デックスファンド	日経平均株価(日経225)をベンチマークとしたインデックスファンドです。ベンチマークの分かり易さから選定しました。	
国内株式パッシブ	00052	7	東京海上セレクション・日本 株TOPIX	主に東証株価指数(TOPIX)に採用されている銘柄を中心に投資します。ベンチマークに連動する投資成果を目標とするインデックスファンドとして選定しました。	
国内株式アクティブ	00336	8	フィデリティ・日本成長株・ ファンド	世界的視野でのボトム・アップ・アプローチやグローバルネットワークを活かした銘柄選択により、高い成長が期待できる日本企業に投資できるファンドとして選定しました。	
国内株式アクティブ	00056	9	東京海上セレクション・日本 株式	主に日本法人の株式に投資します。ベンチマークを上回る投資成果を目標とするアクティブファンドです。中長期的な資産の成長が期待できるファンドとして選定しました。	

# ◆確定拠出年金 運用商品一覧

## かぎん個人型DC「みらいチケット」

00000087

## 投資信託商品

区分	商品 コード	売却順	商品名	商品選定理由	指定 運用方法
外国株式パッシブ	01284	10	東京海上セレクション・外国 株式インデックス	主に外国株式に投資します。ベンチマークに連動する投資成果の達成を 目標とするインデックスファンドです。中長期的な成長が期待できるファンド として選定しました。	
外国株式アクティブ	01182	11	J P Mアジア株・アクティブ・ オープン	成長性があり、かつ株価が割安と判断される日本を除くアジア各国の株式に投資します。信託財産の長期的な成長をはかることを目的に積極的な運用を行うファンドとして選定しました。	
外国株式アクティブ	00335	12	大和住銀DC外国株式 ファンド	主に外国株式に投資します。ベンチマークを上回る投資成果の達成を目標とします。中長期的な成長が期待できるファンドとして選定しました。	
国内債券パッシブ	00913	2	野村日本国債インデックス ファンド(確定拠出年金向 け)	日本の公社債を実質的な主要投資対象とします。ベンチマークの動きに 連動する投資成果を目指して運用するファンドです。安定的な収益確保 が期待できるファンドとして選定しました。	
外国債券パッシブ	02036	3	i Free新興国債券インデックス	新興国通貨建ての債券に投資し、投資成果をベンチマークに連動させる ことをめざすインデックスファンドです。投資地域および通貨の分散等により、全体構成の効率化を図る目的で選定しました。	
外国債券パッシブ	01283	4	東京海上セレクション・外国 債券インデックス	主に外国債券に投資します。ベンチマークに連動する投資成果の達成を 目標とするインデックスファンドです。中長期的に安定成長が期待できる ファンドとして選定しました。	
外国債券アクティブ	00050	5	東京海上セレクション・外国 債券	主に外国債券に投資します。ベンチマークを上回る投資成果の達成を目標とします。中長期的な安定成長が期待できるファンドとして選定しました。	
R E I T パッシブ	01530	13	三菱UFJ <dc>先 進国REITインデックス ファンド</dc>	日本を除く先進国の不動産投資信託証券に投資します。原則として為替ヘッジは行いません。ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用するファンドとして選定しました。	
R E I T アクティブ	01531	14	三菱UFJ <dc>J -REITファンド</dc>	東証REIT指数(配当込み)をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。わが国の不動産投資信託証券に投資するファンドとして選定しました。	

## 元本確保型商品

区分	商品 コード 売	<b>記却順</b>	商品名	商品選定理由	指定 運用方法
預金	00330	1 かぎん[ 年)	DC定期預金(5	満期時の元本と利息の支払いが保証されている元本確保型商品です。 預金保険制度の対象でもあり、安全性の高い商品として選定しました。	

<sup>※</sup>運用商品に関する詳細については次ページ以降をご覧ください。

※売却順については表紙裏面の「ご注意点」をご確認ください。

\*\* 25

### 三菱UFJ プライムバランス(8資産)(確定拠出年金)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合/インデックス型

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 1.投資方針

#### 【ファンドの目的】

日本を含む世界各国の株式、公社債および不動産投資信託証券を実 質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保のため各資産の指数を独自に合成した指数をベンチマークとし、当 該ベンチマークに連動する投資成果をめざします。

#### 【ファンドの特色】

TOPIXマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、新興国 株式インデックスマザーファンド、日本債券インデックスマザーファンド、 外国債券インデックスマザーファンド、新興国債券インデックスマザー ファンド、東証REIT指数マザーファンドおよびMUAM G-REITマ ーファンドを主要投資対象とします。

各マザーファンド等を通じて、各資産の指数を以下の比率配分として組 み合わせた合成ベンチマークに連動する成果をめざして運用を行いま す。 各マザーファンド等を以下の比率配分として組み合わせ、基準ポート

フォリオを構築します。

基準ポートフォリオは原則として年1回見直し(確認)※を行うこととします。 ※経済環境などの大きな変化がなければ、原則として資産配分を変更 することなく運用を行います。

投資対象	合成ベンチマークの構成指数	各比率配分	マザーファンド	各比率配分
国内株式	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	16%	TOPIXマザーファンド	16%
先進国株式	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース)	20%	外国株式インデックスマザーファンド	20%
新興国株式	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス 配当込み、円換算ベース)	4%	新興国株式インデックスマザーファンド	4%
国内債券	NOMURA-BP総合	42%	日本債券インデックスマザーファンド	42%
先進国債券	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース)	5%	外国債券インデックスマザーファンド	5%
新興国債券	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ダイバーシファイド(円換算ベース)	4%	新興国債券インデックスマザーファンド	4%
国内不動産投資信託証券	東証REIT指数(配当込み)	3%	東証REIT指数マザーファンド	3%
先進国不動産投資信託証券	S&P先進国REITインデックス (除く日本、配当込み、円換算ベース)	3%	MUAM G-REITマザーファンド	3%
短期金融資産	有担保コール(翌日物)	3%	(短期金融資産に直接投資します)	3%

各マザーファンドの運用目標は以下の通りです。

	主要投資対象	運用目標
TOPIXマザーファンド	国内株式	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)と連動する投資成果をめざして運用を 行います。
外国株式インデックス マザーファンド	先進国株式	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
新興国株式インデックス マザーファンド	新興国株式	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動した投資成果をめざして運用を行います。
日本債券インデックス マザーファンド	国内債券	NOMURA-BP総合と連動する投資成果をめざして運用を行います。
外国債券インデックス マザーファンド	先進国債券	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
新興国債券インデックス マザーファンド	新興国債券	JPモルガンGBI-BMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
東証REIT指数 マザーファンド	国内不動産 投資信託証券	東証REIT指数(配当込み)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
MUAM G-REIT マザーファンド	先進国不動産 投資信託証券	S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざして、運用を行います。

原則として、為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合 があります。

### 2.主要投資対象

運用は主に各マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界各国の 株式、公社債および不動産投資信託証券へ実質的に投資を行います。

### 3.主な投資制限

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の60%以下とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。
- ・その他の投資制限もあります。

### 4.ベンチマーク

各資産の指数を基準ポートフォリオの比率で組み合わせた合成 ベンチマーク

### 5.信託設定日

2012年2月15日

### 6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続 きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることがで きます。(任意償還)

・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合

・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有 利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときこのほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会 社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償 還させます

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を 監督官庁に届け出ます。

### 8.決算日

毎年5月20日(休業日の場合は翌営業日)

#### 9.信託報酬

信託財産の純資産総額×**年率0.352%(税抜 年率0.32%)** 

内訳(税抜):

委託会社	販売会社	受託会社	
年率0.165%	年率0.115%	年率0.04%	

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。 ファンドは実質的に上場投資信託(リート)を投資対象としており 上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投 資信託の費用は表示しておりません。

### 10.信託報酬以外のコスト

・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国 株式インデックスマザーファンド、新興国株式インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンド、新興国債券インデックスマザーファンド、新興国債券インデックスマザーファンド、東証REIT指数マザーファンドおよびMU AM G-REITマサーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受 託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利 息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産 中から支弁します。

・信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。

・信託財産(投資している投資信託を含みます。)の組入有価証券 の売買の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含 みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨 建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するも のとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を 記載することはできません。

(注)手数料等については、保有金額または保有期間等により異な るため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連 政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであ り、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為 替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の 運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

### 三菱UFJ プライムバランス(8資産)(確定拠出年金)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合/インデックス型

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 11.購入単位

1円以上1円単位

#### 12.購入価額

ご購入約定日の基準価額

#### 13.購入時手数料

ありません。

### 14.換金価額

ご売却約定日の基準価額

#### 15.信託財産留保額

ありません。

### 16.収益分配

毎決算時に分配金額を決定します。

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して 決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行 わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則と して分配を抑制する方針とします。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するもので はありません。

収益分配金は、原則として再投資されます。

#### 17.お申込不可日等

次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。

- ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行の休業日

・ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

#### 18.課税関係

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

### 20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯 金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

### 21.持分の計算方法

基準価額×保有口数

(注)基準価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

#### 22.委託会社

三菱UFJアセットマネジメント株式会社 (ファンドの運用の指図等を行います。)

### 23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(ファンドの財産の保管・管理等を行います。)

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

### 24.基準価額の主な変動要因等

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による 影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて 投資者のみなさまに帰属します。

投資者のみなさまに帰属します。 したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、 基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。 投資信託は預貯金とり損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。 (主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

#### ①価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況 等を反映して変動し、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変 動し、また、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそ こから得られる収益の増減等により変動するため、当ファンドはその影 響を受け株式や公社債、不動産投資信託証券の価格が下落した場 合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことが おります。

保有不動産等の価値は、不動産市況、社会情勢等のマクロ的な要因の他、不動産の質や収益増減等の個別の要因によって変動しますが、災害等による保有不動産の滅失、劣化または毀損があった場合には、その影響を大きく受けることがあります。なお、保有不動産等から得られる収益は、賃料水準、稼働率、借入金利等の要因により変動します。また、不動産投資信託証券は、株式と同様に上場市場で取引が行われ市場の需給を受けて価格が決定しますが、利回りに着目して取引される傾向もあるため、公社債と同様に、金利の影響を受けることがあります。よって、金利の上昇局面では、不動産投資信託証券の市場価格が下落する場合があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### ②為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債、不動産投資信託証券は外貨建資産であり、原則として為替へッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### ③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### ④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債、不動産投資信託証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、また、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

(次ページに続きます。)

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

### 三菱UFJ プライムバランス(8資産)(確定拠出年金)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合/インデックス型

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

⑤カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を 含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を 受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが 大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損 失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まることがあります。

### ※留意事項

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定 (いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

・有価証券の貸付等においては、取引先の倒産等による決済不履行 リスクを伴い、当ファンドが損失を被る可能性があります。

・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする 必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した 場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期 待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクが これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、 換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が 遅延する可能性があります。

・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益 の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた 収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実 質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入 後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった 場合も同様です

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資 産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのた め、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じ

た場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。 ・当ファンドは、合成ベンチマークの動きに連動することをめざして運 用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、指 数先物取引と指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と指数の 評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよび それらの構成比に違いが生じること、指数を構成する銘柄が変更に なること、為替の評価による影響等の要因によりカイ離を生じることが あります

•不動産投資信託証券および不動産投資信託証券が保有する不動 産に係る法律、税制、会計などの制度変更が、不動産投資信託証券 の価格や配当率に影響を及ぼすことがあります。不動産投資信託証 券の投資口数が増加する場合、1口当たりの不動産投資信託証券の 収益性が低下することがあります。

### 【指数について】

・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範 に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベ ンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される 株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標 は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下 「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章 又は商標に関するすべての権利はIPXが有します。

・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した 株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。 MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIコ

クサイ・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに、委託会社が 計算したものです

また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権およびその他知的 財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算べ ス)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ド ハバース)をもとに、委託会社が計算したものです。 また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

・NOMURA-BPI総合とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パ フォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証する ものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に 関して一切責任を負いません。

・FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE世界国債インデックス(除く日本)・データに基づき委託会社が計算したものです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行ってよりません。このイン デックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モル ガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、 現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。 現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規 模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)とは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表しているJPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ドルベース)をもとに、 委託会社が計算したものです。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

・東証REIT指数(配当込み)とは、東京証券取引所に上場している 不動産投資信託全銘柄を対象として算出した東証REIT指数に、分配金支払いによる権利落ちの修正を加えた指数です。 東証REIT指数の指数値及び東証REIT指数に係る標章又は商標

は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下 「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証REIT 指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。

・S&P先進国REITインデックスとは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが有するS&Pグローバル株価指数の採用銘柄の中から、不 動産投資信託(REIT)及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正 時価総額に基づいて算出される指数です

S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベー

S&P先進国REITインテックス(除く日本、配当込み、円換算ペース)は、S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み)をもとに、委託会社が計算したものです。 S&P先進国REITインデックスはS&P Dow Jones Indices LLC (「SPDJI」)の商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJアセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor s®およ びS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商 標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスが SPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三菱UFJア STUJIC、特定日的での利用を計譲するサフライセンスが三菱UFJアセットマネジメト株式会社にそれぞれ付与されています。 当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P先進国REITインデックスの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連 政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであ り、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為 替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の 運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

### ダ・ヴィンチ

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

- ・本ファンドはダ・ヴィンチマザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)を通じて、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量モデルを用いて、先進国を中心とした世界の株式、債券および円短期金融商品に分散投資します。
- ・基本資産配分は、世界の株式に40%、債券に40%、 円短期金融商品に20%とし、機動的に資産間配分 比率、株式・債券・通貨の国別配分比率の変更を行 い、収益の向上をめざします。
- 外貨建資産については為替へッジを行い、為替変動の影響の低減をめざします。

### 2.主要投資対象

ダ・ヴィンチ マザーファンド

(マザーファンドは、日本を含む世界各国の株式・債券および円短期金融商品を主要投資対象とします。株式先物・債券先物取引等を含みます。また、円短期運用を目的として、非円建ての短期金融商品に投資し円ヘッジすることがあります。)

### 3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。デリ バティブの利用はヘッジ目的に限定しません。ただ し、レバレッジ等の目的で使用するものではなく、現 物資産などに比較しその流動性や取引コストなどの 投資効率の観点から使用します。外貨建資産への 実質投資割合については、特に制限を設けません。 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きま す。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額 の5%以下とします。デリバティブ取引等について は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託 者が定める合理的な方法により算出した額が、信託 財産の純資産総額を超えないものとします。一般社 団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対す る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー およびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託 財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれ ぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超える こととなった場合には、委託者は、一般社団法人投 資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調 整を行うこととします。

### 4.ベンチマーク

MSCIワールド・インデックス(円ヘッジ)40%+JPモル ガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル) (円ヘッジ)40%+日本円1ヵ月 TIBOR20%

### 5.信託設定日

1996年9月27日

### 6.信託期間

原則として無期限

### 7.償還条項

信託期間中であっても、本ファンドの受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には、必要な手続きを経て、繰上償還されることがあります。

### 8.決算日

毎年9月14日(ただし休業日の場合は翌営業日)

### 9.信託報酬

純資産総額に対して年率2.2%(税抜2%)

300億円未満の部分:

委託会社 年率1.045%(税抜0.95%)

受託会社 年率0.11%(税抜0.1%)

販売会社 年率1.045%(税抜0.95%)

300億円以上の部分:

委託会社 年率0.88%(税抜0.8%)

受託会社 年率0.11%(税抜0.1%)

販売会社 年率1.21%(税抜1.1%)

### 10.信託報酬以外のコスト

信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。)については、委託会社は、その支払を信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。その他にも、有価証券の売買手数料、税金等が差し引かれます。

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

### 12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額。

### |15.信託財産留保額

ありません。

■「ダ・ヴィンチ」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式・債券など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

### ダ・ヴィンチ

投資信託協会分類: 追加型投信/内外/資産複合

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

### 16.収益分配

毎決算時(毎年9月14日、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として収益分配方針に基づいて、収益の分配を行います。収益分配金は、自動的に無手数料で全額再投資されます。

### 17.お申込不可日等

英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日はお申込みできません。金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関に

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

### 20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10000口あたりで表示されている場合は10000で除して下さい。

### 22.委託会社

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 (信託財産の運用指図等を行います。)

### 23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社 (信託財産の保管・管理等を行います。)

### 24.基準価額の主な変動要因等

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。 また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

### 1. 株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)

本ファンドは、株式への投資を行いますので、本ファンドの 投資には、株式投資にかかる価格変動等のさまざまなリス クが伴うことになります。一般に、株価は、個々の企業の活 動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。した がって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的ま たは長期的に下落していく可能性があります。現時点にお いて価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続 する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産 等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることも あります。

### 2. 債券投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)

本ファンドは、債券への投資を行います。債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。また、債券への投資に際しては、発行体の債務不履行等の信用リスクを伴います。一般に、債券の値動きの幅および信用リスクは、残存期間が長いほど、また発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。

### 3. 為替変動リスク

本ファンドの実質的な主要投資対象は外貨建資産であり、一般に外貨建資産への投資には為替変動リスクが伴いますが、本ファンドは、対円で為替へッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。なお、為替へッジを行うにあたりへッジ・コストがかかります(ヘッジ・コストは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差が目安となり、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。)。また、本ファンドは、ヘッジ目的に限らず、ファンド全体の収益の向上を目指す目的でも為替予約取引等により多通貨運用を行います。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。

### 25.ファンドの留意点等

本ファンドを確定拠出年金以外でご購入される場合は、上記と取扱が異なる場合があります。

■「ダ・ヴィンチ」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式・債券など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

### 東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035 愛称: 年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

- 1. 主に国内外の株式および債券に分散投資します。
- 2. 当初設定時は以下の資産配分比率を参考にポートフォリオを構築します。

国内株式:31%、国内債券:28%、外国株式:31%、 外国債券:10%

- 3. 資産配分比率は、原則として以下の方針で1年ごとに変更します。
  - ・ターゲットイヤー(2035年)の10年前(2025年)に近づくにしたがい、リスク性資産(国内外の株式)の比率をゆるやかに減少させ、安定性資産(国内外の債券)の比率をゆるやかに増加させる運用をめざします。
  - ・ターゲットイヤーの10年前からターゲットイヤーに 近づくにしたがい、リスク性資産の比率を大きく引 き下げ、安定性資産の比率を大きく引き上げる運 用をめざします。
  - <ターゲットイヤーの10年前の資産配分比率> 国内株式:30%、国内債券:30%、外国株式: 30%、外国債券:10%
- 4. ターゲットイヤーの資産配分比率見直し実施日以降は、以下の通り、マザーファンドへの投資を通じた各資産への当該比率を一定とします。

国内株式:15%、国内債券:55%、外国株式:15%、 外国債券:15%

※上記の資産配分比率はイメージであり、実際のファンドの資産配分比率と異なる場合があります

### 2.主要投資対象

主に「TMA日本株TOPIXマザーファンド」「TMA日本 債券インデックスマザーファンド」「TMA外国株式イン デックスマザーファンド」「TMA外国債券インデックスマ ザーファンド」に投資します。

### 3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

### 4.ベンチマーク

なし

### 5.信託設定日

2019年9月20日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

### 8.決算日

毎年1月25日(但し休業日の場合は翌営業日)

設定日~ターゲットイヤーの決算日

### 9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.308%(税抜0.28%) 内訳(税抜):委託会社 年0.13%、受託会社 年0.02 %、販売会社 年0.13% ターゲットイヤーの決算日の翌日以降 純資産総額に対して年率0.198%(税抜0.18%) 内訳(税抜):委託会社 年0.08%、受託会社 年0.02

### 10.信託報酬以外のコスト

%、販売会社 年0.08%

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.011%(上限年99万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

### 東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035 愛称:年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資產複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 12.お申込価額

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却申込受付日の翌営業日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

### 16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

### 17.申込不可日

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさ まの投資元本が保証されているものではなく、基準価額 の下落により、損失を被ることがあります。また、運用に より信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさま に帰属します。

### 20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

### 22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図を行います。)

### 23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託銀行:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

### 24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として国内外の株式および債券等値動きのある証券に投資しますので、基準価額は株式市場および債券市場の動向等により変動します。 基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

#### ①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

### ②金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

### 東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035 愛称:年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資產複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

### ③信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

### ④為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

### ⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

### ⑥流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。 その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

### 2. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、 流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する 目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも 用いられることがありますが、実際の価格変動が委 託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失 を被るリスクを伴います。 3. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

### 東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045 愛称: 年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

- 1. 主に国内外の株式および債券に分散投資します。
- 2. 当初設定時は以下の資産配分比率を参考にポートフォリオを構築します。

国内株式:32%、国内債券:26%、外国株式:32%、 外国債券:10%

- 3. 資産配分比率は、原則として以下の方針で1年ごとに変更します。
  - ・ターゲットイヤー(2045年)の10年前(2035年)に近づくにしたがい、リスク性資産(国内外の株式)の比率をゆるやかに減少させ、安定性資産(国内外の債券)の比率をゆるやかに増加させる運用をめざします。
  - ・ターゲットイヤーの10年前からターゲットイヤーに 近づくにしたがい、リスク性資産の比率を大きく引 き下げ、安定性資産の比率を大きく引き上げる運 用をめざします。
  - <ターゲットイヤーの10年前の資産配分比率> 国内株式:30%、国内債券:30%、外国株式: 30%、外国債券:10%
- 4. ターゲットイヤーの資産配分比率見直し実施日以降は、以下の通り、マザーファンドへの投資を通じた各資産への当該比率を一定とします。

国内株式:15%、国内債券:55%、外国株式:15%、 外国債券:15%

※上記の資産配分比率はイメージであり、実際のファンドの資産配分比率と異なる場合があります。

### 2.主要投資対象

主に「TMA日本株TOPIXマザーファンド」「TMA日本 債券インデックスマザーファンド」「TMA外国株式イン デックスマザーファンド」「TMA外国債券インデックスマ ザーファンド」に投資します。

### 3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

### 4.ベンチマーク

なし

### 5.信託設定日

2019年9月20日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

### 8.決算日

毎年1月25日(但し休業日の場合は翌営業日)

純資産総額に対して年率0.308%(税抜0.28%)

設定日~ターゲットイヤーの決算日

### 9.信託報酬

内訳(税抜):委託会社 年0.13%、受託会社 年0.02%、販売会社 年0.13% ターゲットイヤーの決算日の翌日以降 純資産総額に対して年率0.198%(税抜0.18%) 内訳(税抜):委託会社 年0.08%、受託会社 年0.02%、販売会社 年0.08%

### 10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.011%(上限年99万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

### 東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045 愛称:年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 12.お申込価額

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却申込受付日の翌営業日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

### 16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

### 17.申込不可日

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさ まの投資元本が保証されているものではなく、基準価額 の下落により、損失を被ることがあります。また、運用に より信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさま に帰属します。

### 20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

### 22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社 (信託財産の運用指図を行います。)

### 23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託銀行:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

### 24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として国内外の株式および債券等値動きのある証券に投資しますので、基準価額は株式市場および債券市場の動向等により変動します。 基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

#### ①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

### ②金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがつて、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

### 東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045 愛称:年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資產複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

### ③信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

### ④為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

### ⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

### ⑥流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。 その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

### 2. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。 3. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

### 東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055 愛称: 年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

- 1. 主に国内外の株式および債券に分散投資します。
- 2. 当初設定時は以下の資産配分比率を参考にポートフォリオを構築します。

国内株式:34%、国内債券:22%、外国株式:34%、 外国債券:10%

- 3. 資産配分比率は、原則として以下の方針で1年ごとに変更します。
  - ・ターゲットイヤー(2055年)の10年前(2045年)に近づくにしたがい、リスク性資産(国内外の株式)の比率をゆるやかに減少させ、安定性資産(国内外の債券)の比率をゆるやかに増加させる運用をめざします。
  - ・ターゲットイヤーの10年前からターゲットイヤーに 近づくにしたがい、リスク性資産の比率を大きく引 き下げ、安定性資産の比率を大きく引き上げる運 用をめざします。
  - <ターゲットイヤーの10年前の資産配分比率> 国内株式:30%、国内債券:30%、外国株式: 30%、外国債券:10%
- 4. ターゲットイヤーの資産配分比率見直し実施日以降は、以下の通り、マザーファンドへの投資を通じた各資産への当該比率を一定とします。

国内株式:15%、国内債券:55%、外国株式:15%、 外国債券:15%

※上記の資産配分比率はイメージであり、実際のファンドの資産配分比率と異なる場合があります。

### 2.主要投資対象

主に「TMA日本株TOPIXマザーファンド」「TMA日本 債券インデックスマザーファンド」「TMA外国株式イン デックスマザーファンド」「TMA外国債券インデックスマ ザーファンド」に投資します。

### 3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

### 4.ベンチマーク

なし

### 5.信託設定日

2019年9月20日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

### 8.決算日

毎年1月25日(但し休業日の場合は翌営業日)

設定日~ターゲットイヤーの決算日

### 9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.308%(税抜0.28%) 内訳(税抜):委託会社 年0.13%、受託会社 年0.02 %、販売会社 年0.13% ターゲットイヤーの決算日の翌日以降 純資産総額に対して年率0.198%(税抜0.18%) 内訳(税抜):委託会社 年0.08%、受託会社 年0.02

### 10.信託報酬以外のコスト

%、販売会社 年0.08%

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.011%(上限年99万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

17

### 東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055 愛称:年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 12.お申込価額

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却申込受付日の翌営業日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

### 16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

### 17.申込不可日

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさ まの投資元本が保証されているものではなく、基準価額 の下落により、損失を被ることがあります。また、運用に より信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさま に帰属します。

### 20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

### 22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図を行います。)

### 23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託銀行:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

### 24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として国内外の株式および債券等値動きのある証券に投資しますので、基準価額は株式市場および債券市場の動向等により変動します。 基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

### ①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

### ②金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

### 東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055 愛称: 年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資產複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

### ③信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

### ④為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

### ⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

### ⑥流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売 却することで解約資金の手当てを行うことがあります。 その際、組入資産の市場における流動性が低いと きには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売 却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価 額が下落する要因となります。

### 2. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

### 東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065 愛称:年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

- 1. 主に国内外の株式および債券に分散投資します。
- 2. 当初設定時は以下の資産配分比率を参考にポート フォリオを構築します。

国内株式:35%、国内債券:20%、外国株式:35%、 外国債券:10%

- 3. 資産配分比率は、原則として以下の方針で1年ごと に変更します。
  - ・ターゲットイヤー(2065年)の10年前(2055年)に近 づくにしたがい、リスク性資産(国内外の株式)の 比率をゆるやかに減少させ、安定性資産(国内外 の債券)の比率をゆるやかに増加させる運用をめ ざします。
  - ・ターゲットイヤーの10年前からターゲットイヤーに 近づくにしたがい、リスク性資産の比率を大きく引 き下げ、安定性資産の比率を大きく引き上げる運 用をめざします。
  - <ターゲットイヤーの10年前の資産配分比率> 国内株式:30%、国内債券:30%、外国株式: 30%、外国債券:10%
- 4. ターゲットイヤーの資産配分比率見直し実施日以降 は、以下の通り、マザーファンドへの投資を通じた各 資産への当該比率を一定とします。

国内株式:15%、国内債券:55%、外国株式:15%、 外国債券:15%

※上記の資産配分比率はイメージであり、実際のファンドの資 産配分比率と異なる場合があります。

### 2.主要投資対象

主に「TMA日本株TOPIXマザーファンド」「TMA日本 債券インデックスマザーファンド」「TMA外国株式イン デックスマザーファンド」「TMA外国債券インデックスマ ザーファンド」に投資します。

### 3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

### 4.ベンチマーク

なし

### 5.信託設定日

2019年9月20日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回るこ ととなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契 約を解約し、信託を終了させることができます。

### 8.決算日

毎年1月25日(但し休業日の場合は翌営業日)

設定日~ターゲットイヤーの決算日

### 9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.308%(税抜0.28%) 内訳(税抜):委託会社 年0.13%、受託会社 年0.02 %、販売会社 年0.13% ターゲットイヤーの決算日の翌日以降 純資産総額に対して年率0.198%(税抜0.18%) 内訳(税抜):委託会社 年0.08%、受託会社 年0.02 %、販売会社 年0.08%

### 10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総 額に対し、税込年率0.011% (上限年99万円))、信託 財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託 会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証 券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財 産から差し引かれます。

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065」の募集については、委託会社は、金融商 品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条お よび関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託 の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資 しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に 帰属します。

### 東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065 愛称: 年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 12.お申込価額

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却申込受付日の翌営業日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

### 16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

### 17.申込不可日

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさ まの投資元本が保証されているものではなく、基準価額 の下落により、損失を被ることがあります。また、運用に より信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさま に帰属します。

### 20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

### 22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図を行います。)

### 23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託銀行:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

### 24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として国内外の株式および債券等値動きのある証券に投資しますので、基準価額は株式市場および債券市場の動向等により変動します。 基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

#### ①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

### ②金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

### 東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065 愛称: 年金コンパス

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資產複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

### ③信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

### ④為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

### ⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

### ⑥流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。 その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

### 2. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

- 1. 主に国内外の複数の資産(日本株式、日本債券、 外国株式、外国債券)のマザーファンド受益証券お よび短期金融資産へ分散投資し、中長期的な信託 財産の成長を目指します。
- 2. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。
- 3. 資産配分は<基本資産配分>を基準に、原則として一定の範囲内(±5%)に変動幅を抑制します。

### 2.主要投資対象

主に「TMA日本株アクティブマザーファンド受益証券」「TMA日本債券マザーファンド受益証券」「TMA外国株式マザーファンド受益証券」「TMA外国債券マザーファンド受益証券」に投資します。

### 3.主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 45%未満とします。外貨建資産への実質投資割合は、 信託財産の純資産総額の45%未満とします。

### 4.ベンチマーク

なし

### 5.信託設定日

2001年9月25日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

### 8.決算日

毎年6月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

### 9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.9273%(税抜0.843%) 内訳(税抜):委託会社 年0.38%、受託会社 年0.073%、 販売会社 年0.39%

### 10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0055%(上限年49.5万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

### 12.お申込価額

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却申込受付日の翌営業日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

### 16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

### 17.申込不可日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない 事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・バランス30」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資產複合

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさ まの投資元本が保証されているものではなく、基準価額 の下落により、損失を被ることがあります。また、運用に より信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさま に帰属します。

### 20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保 険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象では ありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

### 22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社 (信託財産の運用指図を行います。)

### 23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託銀行:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

### 24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式や公社債など値動きの ある証券に投資しますので、基準価額は株式市場 や債券市場の動向などにより変動します。基準価額 の主な変動要因は以下の通りです。

### ①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の 需給等を反映して変動します。株価は、短期的また は長期的に大きく下落することがあります(発行企業 が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金 が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株 価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する 要因となります。

### ②金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は 下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上 昇します。従って、金利が上昇した場合、基準価額の下落要因となります。ただし、当ファンドのデュレーションがマイナスとなっている場合は金利の下落が基準価額の下落要因となります。

一般に公社債や短期金融商品等の発行体にデフォ 一般に公任債や短期金融間向寺の発114年にノノネルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。従って、当ファンドの組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

### ④為替変動リスク

④為育変期リスク 外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変 動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動 の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、 政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因に より大幅に変動することがあります。組入外貨建資 産について、当該外貨の為替レートが円高方向に すすんだ場合には、基準価額が下落する要因となり

### ⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化 等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

### ⑥流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった 場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行いますが、組入資産の市場におけ る流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2. デリバティブに関わるリスク 当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジさ れるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、 流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク 等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する 目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも 用いられることがありますが、実際の価格変動が委 託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失 を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・バランス30」の募集については、委託会社は、金融商品取 引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および 関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧 誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しま すので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属 します。

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

- 1. 主に国内外の複数の資産(日本株式、日本債券、 外国株式、外国債券)のマザーファンド受益証券お よび短期金融資産へ分散投資し、中長期的な信託 財産の成長を目指します。
- 2. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。
- 3. 資産配分は<基本資産配分>を基準に、原則として一定の範囲内(±5%)に変動幅を抑制します。

### 2.主要投資対象

主に「TMA日本株アクティブマザーファンド受益証券」 「TMA日本債券マザーファンド受益証券」「TMA外国 株式マザーファンド受益証券」「TMA外国債券マザー ファンド受益証券」に投資します。

### 3.主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。外貨建資産への実質投資割合は、 信託財産の純資産総額の50%未満とします。

### 4.ベンチマーク

なし

### 5.信託設定日

2001年9月25日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

### 8.決算日

毎年6月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

### 9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.1363%(税抜1.033%) 内訳(税抜):委託会社 年0.47%、受託会社 年0.073%、 販売会社 年0.49%

### 10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0055%(上限年49.5万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

### 12.お申込価額

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却申込受付日の翌営業日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

### 16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

### 17.申込不可日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない 事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・バランス50」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資產複合

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさ まの投資元本が保証されているものではなく、基準価額 の下落により、損失を被ることがあります。また、運用に より信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさま に帰属します。

### 20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保 険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象では ありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

### 22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社 (信託財産の運用指図を行います。)

### 23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

### 24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式や公社債など値動きの ある証券に投資しますので、基準価額は株式市場 や債券市場の動向などにより変動します。基準価額 の主な変動要因は以下の通りです。

### ①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の 需給等を反映して変動します。株価は、短期的また は長期的に大きく下落することがあります(発行企業 が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金 が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株 価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する 要因となります。

### ②金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は 下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上 昇します。従って、金利が上昇した場合、基準価額の下落要因となります。ただし、当ファンドのデュレーションがマイナスとなっている場合は金利の下落が基準価額の下落要因となります。

一般に公社債や短期金融商品等の発行体にデフォ 一般に公任債や短期金融間向寺の発114年にノノネルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。従って、当ファンドの組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

### ④為替変動リスク

④為育変期リスク 外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変 動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動 の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、 政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因に より大幅に変動することがあります。組入外貨建資 産について、当該外貨の為替レートが円高方向に すすんだ場合には、基準価額が下落する要因となり

### ⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化 等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

#### ⑥流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった 場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行いますが、組入資産の市場におけ る流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2. デリバティブに関わるリスク 当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジさ れるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、 流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク 等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する 目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも 用いられることがありますが、実際の価格変動が委 託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失 を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・バランス50」の募集については、委託会社は、金融商品取 引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および 関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧 誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しま すので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属 します。 26

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

- 1. 主に国内外の複数の資産(日本株式、日本債券、 外国株式、外国債券)のマザーファンド受益証券お よび短期金融資産へ分散投資し、中長期的な信託 財産の成長を目指します。
- 2. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。
- 3. 資産配分は<基本資産配分>を基準に、原則として一定の範囲内(±5%)に変動幅を抑制します。

### 2.主要投資対象

主に「TMA日本株アクティブマザーファンド受益証券」「TMA日本債券マザーファンド受益証券」「TMA外国株式マザーファンド受益証券」「TMA外国債券マザーファンド受益証券」に投資します。

### 3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。外貨 建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額 の55%未満とします。

### 4.ベンチマーク

なし

### 5.信託設定日

2001年9月25日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

### 8.決算日

毎年6月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

### 9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.3453% (税抜1.223%) 内訳(税抜):委託会社 年0.56%、受託会社 年0.073%、 販売会社 年0.59%

### 10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0055%(上限年49.5万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

### 12.お申込価額

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却申込受付日の翌営業日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

### 16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

### 17.申込不可日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない 事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制 度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機 関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・バランス70」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資產複合

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさ まの投資元本が保証されているものではなく、基準価額 の下落により、損失を被ることがあります。また、運用に より信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさま に帰属します。

### 20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保 険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象では ありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

### 22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社 (信託財産の運用指図を行います。)

### 23.受託会社

三菱UF.J信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

### 24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式や公社債など値動きの ある証券に投資しますので、基準価額は株式市場 や債券市場の動向などにより変動します。基準価額 の主な変動要因は以下の通りです。

### ①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の 需給等を反映して変動します。株価は、短期的また は長期的に大きく下落することがあります(発行企業 が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金 が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株 価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する 要因となります。

### ②金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は 下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上 昇します。従って、金利が上昇した場合、基準価額の下落要因となります。ただし、当ファンドのデュレーションがマイナスとなっている場合は金利の下落が基準価額の下落要因となります。

一般に公社債や短期金融商品等の発行体にデフォ 一般に公任債や短期金融間向寺の発114年にノノネルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。従って、当ファンドの組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

### ④為替変動リスク

④為育変期リスク 外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変 動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動 の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、 政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因に より大幅に変動することがあります。組入外貨建資 産について、当該外貨の為替レートが円高方向に すすんだ場合には、基準価額が下落する要因となり

### ⑤カントリーリスク

受済対象国・地域において、政治・経済情勢の変化 等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

#### ⑥流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった 場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行いますが、組入資産の市場におけ る流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2. デリバティブに関わるリスク 当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジさ れるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、 流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク 等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する 目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも 用いられることがありますが、実際の価格変動が委 託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失 を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・バランス70」の募集については、委託会社は、金融商品取 引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および 関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧 誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しま すので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属 します。

### トレンド・アロケーション・オープン

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資產複合

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

【ファンドの目的】

信託財産の成長をめざして運用を行います。

【ファンドの特色】

世界各国の株式・債券・リート等の幅広い資産へ、実質的に投資し ます。

当ファンドは、アリアンツ・グローバル・インベスターズ(以下「アリア ンツGI」ということがあります。)が運用を行う「ダイナミック・マルチアセット・プラス・ファンド(JPY)」(以下「DMAPF」ということがありま す。)に投資を行います。また、マネー・プールマザーファンドへの

りかられています。 DMAPFでは、先進国の国債\*<sup>1</sup>に投資を行うとともに、世界各国のETF等\*<sup>2</sup>を利用することで、世界各国の株式・債券・リート等の幅広い資産へ、実質的に投資します。また、組入比率の調整を目 的として、世界各国の先物取引も利用します。

\*1 先進国の国債とは、世界銀行の分類を参考に、アリアンツGI が「先進国」と定義した国の国債をいいます。

\*2 ETF等とは、投資成果または償還価額等が金融指標その他 の指標等に連動することを目的とする投資信託証券、受益証券発 行信託の受益証券および債券で、金融商品取引所に上場されて いるものをいいます。

安定的な資産成長のために、市場環境に応じて機動的な資産配

「ダイナミック・マルチアセット・プラス戦略」を活用します。当戦略は 機動的な資産配分と下落リスク低減のためのリスク管理等の3つの 戦略で成り立っており、安定的な資産成長をめざします。

為替変動リスクの低減をはかるため、外貨建資産については、原則 として対円で為替ヘッジを行います

るといって何有ペックを11いまり。 為替ヘッジは、DMAPFにて行います。 ※一部の通貨については、その通貨との相関が高いと判断される 代替通貨等により対円で為替ヘッジを行うことがあります。そのため、 完全には為替変動リスクを排除することはできません。

※<ダイナミック・マルチアセット・プラス戦略について> 「ダイナミック・マルチアセット・プラス戦略」は、①市場サイクル分析 に基づく基本戦略「基本資産配分(トレンド・アロケーション)」に加 え、②運用チームによる補完戦略「基本資産配分に対する微調整 (タクティカル・アセット・アロケーション)」、③リスク管理戦略「下落リスクへの対応(ダウンサイド・リスク・マネジメント)」の3つの戦略によ り構成されています。

投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大 な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデタ・ や重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を 含む市況動向や資金動向等の事情によっては、上記のような運用 ができない場合があります。

### 2.主要投資対象

ファンド・オブ・ファンズ方式により、世界各国の株式・債券・リート 等の幅広い資産へ、実質的に投資を行います。

### 3.主な投資制限

- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・株式への直接投資は行いません。
- ・外貨建資産への直接投資は行いません。
- ・同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限は設けません。
- その他の投資制限もあります。

#### 4.ベンチマーク

ありません。

### 5.信託設定日

2012年3月30日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続 きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることがで きます。(任意償還)

・設定日から5年を経過した日以降においてファンドの受益権の総 口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または20億口を下 ることとなった場合

・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有 利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときこのほか、ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しな いこととなった場合、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたと き、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、 ファンドを償還させます

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を 監督官庁に届け出ます。

#### 8.決算日

毎年1月25日(休業日の場合は翌営業日)

#### 9.信託報酬

①当ファンド

信託財産の純資産総額×年率0.6930%(税抜 年率0.6300%)

内訳(税抜):

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.3000%	年率0.3000%	年率0.0300%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

②投資対象とする投資信託証券

投資対象ファンドの純資産総額に対して、年率0.49%程度

③実質的な負担(①+②)

当ファンドの純資産総額に対して、

年率1.1830%程度(税抜 年率1.1200%程度)

### 10.信託報酬以外のコスト

・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託 会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息お よび借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から 支弁します

・信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、ファ ンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を 乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。

・信託財産(投資している投資信託を含みます。)の組入有価証券 の売買の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含み ます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産 の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を 記載することはできません。

(注)手数料等については、保有金額または保有期間等により異なる ため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

### 11.購入単位

1円以上1円単位

### 12.購入価額

ご購入約定日の基準価額

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連 政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであ り、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為 替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の 運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

### トレンド・アロケーション・オープン

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資產複合

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 13.購入時手数料

ありません。

### 14.換金価額

ご売却約定日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

### 16.収益分配

毎決算時に分配金額を決定します。

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して 決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行 わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則と して分配を抑制する方針とします。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するもので はありません。

収益分配金は、原則として再投資されます。

#### 17.お申込不可日等

次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。

- ・ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行の休業日
- ・フランクフルト証券取引所の休業日

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、 その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態 (金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制 の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争 等の場合をいいます。)による市場の閉鎖または流動性の極端な 低下および資金の受渡しに関する障害等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。また、確定拠 出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合があります ので運営管理機関にお問い合わせください。

#### 18.課税関係

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

#### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯 金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

### 21.持分の計算方法

基準価額×保有口数

(注)基準価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

#### 22.委託会社

三菱UFJアセットマネジメント株式会社 (ファンドの運用の指図等を行います。)

### 23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(ファンドの財産の保管・管理等を行います。)

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

### 24.基準価額の主な変動要因等

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

- ① 価格変動リスク
  - a. ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を 通じて、実質的には世界各国の株価指数、債券指数、リー ト指数、コモディティ指数等に連動したETF等に投資を行 います。そのため、株価変動、金利変動、不動産の価格変 動、商品価格の変動等の影響を受けることとなり、当該価 格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。
  - b. ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、実質的には世界各国の株式、債券、コモディティ等に係る先物取引を利用します。そのため、株価変動、金利変動、商品価格の変動等の影響を受けます。買建てている先物取引の価格が下落した場合、または売建てている先物取引の価格が上昇した場合には、ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。特に、買建てている先物取引の価格下落と、売建てている先物取引の価格上昇が同時に発生した場合には、基準価額が大幅に下落する場合があります。

### ② 金利変動リスク

ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、 実質的には債券に投資を行います。投資している債券の発行通 貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は 下落(上昇)し、ファンドの基準価額の変動要因となります。また、 組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例 えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比 率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感 応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

#### ③ 為替変動リスク

ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、主に外貨建資産へ投資を行いますので、為替変動リスクが生じます。これらの外貨建資産については、原則として対円で為替へッジ(一部の通貨については、その通貨との相関が高いと判断される代替通貨等により対円で為替へッジ)を行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、完全に為替変動リスクを排除することはできません。また、円金利がヘッジ対象となる外貨建資産の通貨の金利より低い場合、円とヘッジ対象となる外貨建資産の通貨との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

(次ページに続きます。)

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

### トレンド・アロケーション・オープン

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資產複合

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

#### ④ 信用リスク(デフォルト・リスク)

実質的に投資している債券の発行国・地域の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。また、実質的に投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

#### ⑤ カントリー・リスク

新興国の政治や経済、社会情勢等の変化(カントリー・リスク)により金融・証券・商品市場が混乱して、有価証券等の価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- ・ 政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外から の投資に対する規制導入等の可能性があります。
- 海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- ・ 先進国とは市場慣習や情報開示に係る制度等が異なる場合があります。

この結果、新興国に係る有価証券等への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

#### ⑥ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく 売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのこ とをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、 あるいは解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢 よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場 合には基準価額の下落要因となります。

- ⑦ カウンターパーティー・リスク(取引相手先の決済不履行リスク) 証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済 不履行リスクが伴います。
- ⑧ その他の主な留意点
- a. 収益分配金に関する留意点
  - ・計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により収益の分配を行いますが、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
  - ・投資信託(ファンド)の収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、収益分配金の有無や金額は確定したものではありません。
  - ・収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
  - ・受益者の個別元本によっては、収益分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

- b. ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、当該ファンドは繰上償還されます。また、ファンドについて、設定日から5年を経過した日以降において受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または20億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- c. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があ ります。
- d. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5 億円を超える換金は行えないものとします。また、市況動向等 により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合が あります。
- e. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の 規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- f. 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当 てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境 が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、 市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が 限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナ スの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止と なる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

### 25.(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。) (2023年1月26日~2024年1月25日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.27%	1.17%	0.10%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

※①の運用管理費用には投資先ファンドの運用管理費用を含みます。

※投資先ファンドの費用は対象期間が異なる場合があります。 ※入手し得る情報において含まれていない費用はありません。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

## 東京海上・円資産バランスファンド(年1回決算型) 愛称:円奏会(年1回決算型)

投資信託協会分類:追加型投信/国内/資產複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

- 1. 主に国内の複数の資産(債券・株式・不動産投資信託(REIT))に分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。
- 2. 各資産への配分比率は、日本債券70%、日本株式 15%、日本REIT15%を基本としますが、基準価額 の変動リスクが大きくなった場合には、株式とREIT の比率を引き下げ、引き下げた部分は短期金融資 産等により運用します。
- 3. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

### 2.主要投資対象

主に「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド受益証券」「東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド受益証券」「TMA日本REITマザーファンド受益証券」に投資します。

### 3.主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。外貨建資産への実質投資割合は、 信託財産の純資産総額の10%以下とします。

### 4.ベンチマーク

なし

### 5.信託設定日

2014年11月10日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

### 8.決算日

毎年7月23日(但し休業日の場合は翌営業日)

### 9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.924%(税抜0.84%) 内訳(税抜):委託会社 年0.41%、 受託会社 年0.02%、販売会社 年0.41%

### 10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.011%(上限年66万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

### 12.お申込価額

ご購入申込受付日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却申込受付日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

### 16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

### 17.申込不可日

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上・円資産バランスファンド(年1回決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

32

### 東京海上・円資産バランスファンド(年1回決算型) 愛称: 円奏会(年1回決算型)

投資信託協会分類:追加型投信/国内/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさ まの投資元本が保証されているものではなく、基準価額 の下落により、損失を被ることがあります。また、運用に より信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさま に帰属します。

### 20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保 険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象では ありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

### 22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図を行います。)

### 23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託銀行:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

### 24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式、公社債およびREIT等値動きのある証券に投資しますので、基準価額は株式市場、債券市場およびREIT市場の動向等により変動します。基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

### ①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

### ② 金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

#### ③信用リスク

③信用リヘク 一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

### ④REITの価格変動リスク

REITの価格は、REITが保有する不動産の評価の下落、不動産市況に対する見通しや需給等、さまざまな要因を反映して変動します。組入REITの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

#### ⑤流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。 その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

### 2. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上・円資産バランスファンド(年1回決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

### 東京海上・日経225インデックスファンド

投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

- 1. 日経平均トータルリターン・インデックス(以下「日経 225(配当込み)」といいます。)に採用されている銘 柄を主要投資対象とします。
- 2. 日経225(配当込み)に連動する投資成果の達成を 目標とします。
- 3. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により 行います。したがって、実質的な運用はマザーファ ンドで行うこととなります。

### 2.主要投資対象

主に日経225(配当込み)に採用されている銘柄を主要投資対象として運用する「東京海上・日経225インデックスマザーファンド受益証券」に投資します。

### 3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産 総額の20%以下とします。

### 4.ベンチマーク

日経225(配当込み)

### 5.信託設定日

2016年10月27日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

### 8.決算日

毎年8月6日(但し休業日の場合は翌営業日)

### 9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.2475%(税抜0.225%) 内訳(税抜):委託会社 年0.1%、受託会社 年0.025%、 販売会社 年0.1%

### 10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0055%(上限年99万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

### 12.お申込価額

ご購入申込受付日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却申込受付日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

### 16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

### 17.申込不可日

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上・日経225インデックスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## 東京海上・日経225インデックスファンド

投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式/インデックス型

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさ まの投資元本が保証されているものではなく、基準価額 の下落により、損失を被ることがあります。また、運用に より信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさま に帰属します。

### 20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保 険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象では ありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

### 22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図を行います。)

### 23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

### 24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式等値動きのある証券に 投資しますので、基準価額は株式市場の動向等に より変動します。基準価額の主な変動要因は以下の 通りです。

### ①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

### ②流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。 その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

- 2. 日経225(配当込み)との乖離リスク 当ファンドの投資成果は日経225(配当込み)の動き に連動することを目標としますが、両者は正確に連 動するものではなく、いくつかの要因により乖離が生 じます。乖離が生じる主な要因は次の通りです。
  - 流動性の確保その他の理由で現預金等を保有すること
  - 日経225に採用されている銘柄を必ずしも全銘柄 保有しないこと、あるいは、保有ウェイトが日経225 におけるウェイトと異なること
  - 売買委託手数料等の取引コストを負担すること
  - 信託報酬等の管理報酬を負担すること
- 3. デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

4. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上・日経225インデックスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

35

### 東京海上セレクション・日本株TOPIX

投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

- 1. TOPIX(配当込み)に連動する投資成果の達成を目標とします。
- 2. TOPIX(配当込み)に採用されている銘柄を中心に、 TOPIX(配当込み)との連動性を考慮し組入を行い ます。
- 3. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

### 2.主要投資対象

主にTOPIX (配当込み)に採用されている銘柄を主要 投資対象として運用する「TMA日本株TOPIXマザー ファンド受益証券」に投資します。

### 3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産 総額の20%以下とします。

### 4.ベンチマーク

TOPIX (配当込み)

### 5.信託設定日

2001年9月25日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

### 8.決算日

毎年6月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

### 9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.154%(税抜0.14%) 内訳(税抜):委託会社 年0.06%、受託会社 年0.02%、 販売会社 年0.06%

### 10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0055%(上限年49.5万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

### 12.お申込価額

ご購入申込受付日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却申込受付日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

### 16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

### 17.申込不可日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない 事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・日本株TOPIX」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

36

## 東京海上セレクション・日本株TOPIX

投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式/インデックス型

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさ まの投資元本が保証されているものではなく、基準価額 の下落により、損失を被ることがあります。また、運用に より信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさま に帰属します。

### 20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保 険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象では ありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

### 22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図を行います。)

### 23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

### 24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式など値動きのある証券に 投資しますので、基準価額は株式市場の動向など により変動します。基準価額の主な変動要因は以下 の通りです。

### ①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の 需給等を反映して変動します。株価は、短期的また は長期的に大きく下落することがあります(発行企業 が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金 が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株 価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する 要因となります。

#### ②流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行いますが、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2. TOPIX(配当込み)との連動

当ファンドの投資成果はTOPIX(配当込み)の動き に連動することを目標としますが、両者は正確に連 動するものではなく、いくつかの要因により乖離が生 じます。乖離が生じる主な要因は次の通りです。

- ・流動性の確保その他の理由で現預金等を保有すること
- ・TOPIXに採用されている銘柄を必ずしも全銘柄 保有しないこと、あるいは、保有ウェイトがTOPIXに おけるウェイトと異なること
- ・株式売買手数料等の取引コストを負担すること
- ・信託報酬等の管理報酬を負担すること
- 3. デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

4. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・日本株TOPIX」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

37

## フィデリティ・日本成長株・ファンド

投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

- ・わが国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。) されている株式を主要な投資対象とします。
- ・個別企業分析により、成長企業(市場平均等に比較し成長力があり、その持続が長期的に可能と判断される企業)を選定し、利益成長性等と比較して妥当と思われる株価水準で投資を行ないます。
- ・個別企業分析にあたっては、日本および世界の主要拠点のアナリストによる企業調査を活かし、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- ・ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。
- ・株式への投資は、原則として、高位を維持し、信託財産の 総額の65%超を基本とします。
- ・ファミリーファンド方式により運用を行ないます。
- ※資金動向・市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

### 2.主要投資対象

フィデリティ・日本成長株・マザーファンド受益証券 (ファンドは、フィデリティ・日本成長株・マザーファンド受益 証券への投資を通じて、信託財産の成長を図ることを目標 に積極的な運用を行ないます。)

### 3.主な投資制限

株式への実質投資割合:制限を設けません。 一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ 等の投資制限:信託財産の純資産総額に対して、原則と して、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

### 4.ベンチマーク

TOPIX(配当込)

### 5.信託設定日

1998年4月1日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

ファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合等 には、繰上償還となる場合があります。

### 8.決算日

毎年11月30日

(但し、休業日の場合は翌営業日)

### 9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.683%(税抜1.53%) 内訳:委託会社0.803%(税抜0.73%)、受託会社0.11%(税抜 0.10%)、販売会社0.77%(税抜0.70%)

### 10.信託報酬以外のコスト

#### 組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等 :

ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により 変動しますので、事前の料率、上限額等を表示できません。

### 法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等:

ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期の最初の6ヶ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。

※当該手数料・費用等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

### 12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

### |13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

### 16.収益分配

年1回の決算時(原則として11月30日)に収益分配方針に基づ き分配を行ないます。分配金は、自動的に再投資されます。

#### |17.お申込不可日等

取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情等があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「フィデリティ・日本成長株・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■TOPIX(配当込)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されており、配当を考慮したものです。東証推価指数(TOPIX)(以下「TOPIX」という。)の指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

## フィデリティ・日本成長株・ファンド

投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

### 20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保 険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金 融機関は投資者保護基金等には加入しておりません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10000口あたりで表示されている場合は10000で除して下さい。

### 22.委託会社

フィデリティ投信株式会社(信託財産の運用指図等を行ないます。)

### 23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理を行ないます。)

### 24.基準価額の主な変動要因等

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額 は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用に よる損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資 者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の 下落により、損失が生じることがあります。

#### <主な変動要因>

### 価格変動リスク:

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

#### <その他の留意点>

#### クーリング・オフ:

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定 (いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

#### 流動性リスク:

ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当てする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや、取引量が限られるリスク等があります。その結果、基準価額の下落要因となる場合や、購入・換金受付の中止、換金代金支払の遅延等が発生する可能性があります。

### デリバティブ(派生商品)に関する留意点:

ファンドは、ヘッジ目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的の場合に限り、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ(派生商品)を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。

#### ベンチマークに関する留意点:

ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

#### 分配金に関する留意点:

分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純 資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少 することになり、基準価額が下落する要因となります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの 一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当す る場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「フィデリティ・日本成長株・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■
TOPIX(配当込)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されており、配当を考慮に無細するとともに投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されており、配当を考慮にたものです。東証株価指数(TOPIX)という。)の指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

## 東京海上セレクション・日本株式

投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

- 1. 主に日本法人の株式に投資します。
- 2. TOPIX(配当込み)をベンチマークとして、中長期的 にベンチマークを上回る投資成果を目標とします。
- 3. ポートフォリオは、セクター判断(業種配分)と銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。
- 4. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

### 2.主要投資対象

主に日本法人の株式を投資対象として運用する「TMA 日本株アクティブマザーファンド受益証券」に投資します。

### 3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。外貨 建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額 の20%以下とします。

### 4.ベンチマーク

TOPIX (配当込み)

### 5.信託設定日

2001年9月25日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

#### 8.決算日

毎年6月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

### 9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.65%(税抜1.5%) 内訳(税抜):委託会社 年0.70%、受託会社 年0.08%、 販売会社 年0.72%

### 10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0055%(上限年49.5万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

### 12.お申込価額

ご購入申込受付日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却申込受付日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

#### 16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

### 17.申込不可日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない 事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制 度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機 関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・日本株式」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## 東京海上セレクション・日本株式

投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

### 20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保 険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象では ありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

### 22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社 (信託財産の運用指図を行います。)

### 23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

### 24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式など値動きのある証券に 投資しますので、基準価額は株式市場の動向など により変動します。基準価額の主な変動要因は以下 の通りです。

#### ①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

### ②流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行いますが、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2. デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性が あります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・日本株式」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## 東京海上セレクション・外国株式インデックス

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

- 1. 主に外国の株式に投資します。
- 2. MSCIコクサイ指数(配当込み、円ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これに連動する投資成果を 目標とします。
- 3. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

### 2.主要投資対象

主に外国の株式を主要投資対象として運用する「TMA 外国株式インデックスマザーファンド受益証券」に投資 します。

### 3.主な投資制限

株式・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

### 4.ベンチマーク

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ヘッジなし・円ベース)

#### 5.信託設定日

2010年4月28日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

### 8.決算日

毎年4月15日(但し休業日の場合は翌営業日)

### 9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.22%(税抜0.20%) 内訳(税抜):委託会社 年0.09%、

受託会社 年0.02%、販売会社 年0.09%

### 10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0055%(上限年66万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

### 12.お申込価額

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却申込受付日の翌営業日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

#### 16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

### 17.申込不可日

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

#### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

#### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・外国株式インデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

42

## 東京海上セレクション・外国株式インデックス

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式/インデックス型

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

### 20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保 険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象では ありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

### 22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社 (信託財産の運用指図を行います。)

### 23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社 (信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

### 24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式など値動きのある証券に 投資しますので、基準価額は株式市場の動向など により変動します。基準価額の主な変動要因は以下 の通りです。

#### ①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状 況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、 短期的または長期的に大きく下落することがありま す(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合に は、投資資金が回収できなくなることもあります。)。 組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が 下落する要因となります。

#### ②為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変 動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動 の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金 利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他 の要因により大幅に変動することがあります。組入外 貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高 方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要 因となります。

#### ③カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化 等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対 して新たな規制が設けられた場合には、基準価額 が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用 が困難となることがあります。

#### ④流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売 却することで解約資金の手当てを行うことがあります。 その際、組入資産の市場における流動性が低いと きには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売 却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価 額が下落する要因となります。

2. MSCIコクサイ指数(配当込み、円ヘッジなし・円ベー ス)との乖離リスク

当ファンドの投資成果はMSCIコクサイ指数(配当込 み、円ヘッジなし・円ベース)の動きに連動すること を目標としますが、両者は正確に連動するものでは なく、いくつかの要因により乖離が生じます。乖離が 生じる主な要因は次の通りです。

- ・流動性の確保その他の理由で現預金等を保有す
- ・ファンドが構築するポートフォリオと、MSCIコクサ イ指数の構成国、構成銘柄およびその構成比等 が一致するとは限らないこと
- ・売買委託手数料等の取引コストを負担すること
- 信託報酬等の管理報酬を負担すること
- 3. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジさ れるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、 流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク 等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する 目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも 用いられることがありますが、実際の価格変動が委 託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失 を被るリスクを伴います。

4. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・外国株式インデックス」の募集については、委託会社は、金 融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24 条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資 信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。) に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購 入者に帰属します。

## JPMアジア株・アクティブ・オープン

追加型投信/海外/株式

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

日本を除くアジア各国の株式の中から、成長性があり、 かつ株価が割安と判断される銘柄を中心に実質的に投 資し、信託財産の長期的な成長をはかることを目的とし て、積極的な運用を行います。

(注)資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記に従った運用が行えない場合があります。

### 2.主要投資対象

主として日本を除くアジア各国の株式を投資対象とする GIMアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド(適 格機関投資家専用)受益証券を主要投資対象とします。

### 3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

### 4.ベンチマーク

MSCI AC ファーイースト・インデックス (除く日本、配当なし、円ベース)

\* MSCI AC ファーイースト・インデックス(除く日本)は、MSCI Inc. が発表しております。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しております。

Inc.に帰属しております。
MSCI AC ファーイースト・インデックス(除く日本、配当なし、円ベース)は、同社が発表したMSCI AC ファーイースト・インデックス(除く日本、配当なし、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

### 5.信託設定日

1998年11月30日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

委託会社は、一部解約により受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

#### 8.決算日

毎年5月15日および11月15日 (ただし休業日の場合は翌営業日)

### 9.信託報酬

純資産総額に対し、年率1. 683%(税抜1. 53%)

内訳:委託会社0.803%(税抜0.73%) 販売会社0.77%(税抜0.70%)

受託会社0.11%(税抜0.10%)

### 10.信託報酬以外のコスト

有価証券取引、先物取引およびオプション取引にかかる費用 (売買委託手数料)ならびに外国為替取引にかかる費用(手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。)、外貨建資産の保管費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息、カバード・ワラントまたは株価連動社債に投資する場合において発生する費用(発行価格に転嫁される場合があります。)、投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券に投資する場合に当該投資信託等内において発生する費用は、直接的または間接的に信託財産の負担となります。これらの手数料等の合計額は、当ファンドおよびマザーファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、事前に確定しておらず、また、銘柄ごとに種類、金額および算出方法が異なり、費用等の概要を適切に記載することが困難なことから、具体的な種類、金額および計算方法を記載しておりません。

また、純資産総額に対して年率0.022%(税抜0.02%)を当ファンドの監査費用の一部とみなし、そのみなし額を信託財産に日々計上します。ただし、年間330万円(税抜300万円)を上限とします。

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

### 12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

### 16.収益分配

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

確定拠出年金制度の場合、収益分配金は、無手数料で再投資 されます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「JPMアジア株・アクティブ・オープン」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者の皆様に対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

## JPMアジア株・アクティブ・オープン

追加型投信/海外/株式

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

### 17.申込不可日

香港証券取引所の休業日(半休日を含みます。)。 委託会社は、天災や、電気・通信情報設備の機能停止等の不測の事態が生じ、有価証券が取引される市場における取引の停止や異常な混乱等の緊急事態が発生した場合、当ファンドへの追加信託を行うことが当ファンドの適正な運営を害すると判断したときは、やむを得ず取得申込みの受付を中止することがあります。また、有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。さらに、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさ まの投資元本が保証されているものではなく、基準価額 の下落により、損失を被ることがあります。また、運用に より信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさま に帰属します。

### 20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・ 貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではあり ません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

### 22.委託会社

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社 当ファンドおよびマザーファンドの委託会社として、受益 権の発行、信託財産の運用指図等を行います。

### 23.受託会社

みずほ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行) 委託会社との契約により、当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

### 24.基準価額の主な変動要因等

当ファンドは、主に外国の株式に投資しますので、以下のような要因の影響により基準価額が変動し、 下落した場合は、損失を被ることがあります。

### 1. 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況の変化、市場における需給・流動性による影響を受け、変動することがあります。

### 2. 為替変動リスク

当ファンドは、原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動により投資資産の価値が変動します。

#### 3. カントリーリスク

アジア地域における新興国には以下のようなリスクがあり、その影響を受け投資資産の価値が変動する可能性があります。

- ・先進国と比較して一般的に政治、経済、社会情勢等が不安定・脆弱な面があり、株式や通貨の価格に大きく影響する可能性があります。
- ・株式・通貨市場の規模が小さく流動性が低いため、株式・ 通貨の価格変動が大きくなる場合があります。
- ・先進国と比較して法規制の制度や社会基盤が未整備で、 情報開示の基準や証券決済・保管の仕組みが異なること、 政府当局による一方的な規制導入もあること、新たに導入さ れた制度については不確定・不安定な要素があることから、 予期しない運用上の制約を受けることがあります。
- ・税制が先進国と異なる面がある場合や、一方的な税制の変 更や新税制の適用がある場合があります。

#### 4. ストックコネクトのリスク

ストックコネクト\*1を通じた中国のA株への投資には以下のようなリスクがあり、その影響を受け投資資産の価値が変動する可能性があります。

- ・取引執行、決済等に関するストックコネクト特有の条件や制限により、意図したとおりの取引ができない場合があります。 また、ストックコネクトを通じた取引に特有の費用が課される場合があります。
- ・ストックコネクトを通じて行う取引は、現地の投資家補償基金(売買不履行から保護することを目的として設立されているもの)の対象にならず、また、現地の証券取引所における証券投資家保護の仕組みにより保護されない可能性もあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「JPMアジア株・アクティブ・オープン」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者の皆様に対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

## JPMアジア株・アクティブ・オープン

追加型投信/海外/株式

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

- ・ストックコネクトを通じて取得した株式にかかる権利は、 現地の保管機関等を通じて行使することとなり、その権利 行使はストックコネクト特有の条件や制限に服することとなります。したがって、株主としての地位・権利は制限的なものとなる可能性があります。
- ・上海証券取引所や深セン証券取引所の営業日であってもストックコネクトの運営日でない日があり、それによりストックコネクトを通じて取得した株式を意図した日に売却できない場合があることから、予期しない株価変動リスクを負うことがあります。
- ・ストックコネクトは比較的新しい制度であり、多数の外国の投資家が参加した場合に市場がどのような影響を受けるのか不明です。このため、今後、更なる規制が課される可能性があります。

### 5. 変動持分事業体(VIE) に関するリスク

当ファンドは中国の株式に投資することがありますが、中国に本拠地を置く事業会社(以下「中国事業会社」といいます。)は、海外投資家から資本を調達するときに中国の変動持分事業体(VIE)の仕組み(VIEスキーム)\*2を使う場合があります。中国事業会社は、中国政府または規制当局の介入によるVIEスキームの停止等の想定外の事象が起こった場合に円滑に資金調達が行えなくなる場合があり、投資資産の価値が変動する可能性があります。

\*1本書において、「上海・香港相互株式取引制度」と「深セン・香港相互株式取引制度」をあわせて「ストックコネクト」といいます。「ストックコネクト」とは、当ファンドを含む外国の投資家が、上海証券取引所および深セン証券取引所の上場株式(中国のA株)を香港の証券会社を通じて売買することができる制度です。当ファンドはストックコネクトを通じて、中国のA株に投資する場合があります。中国のA株とは、主な投資家として中国居住者を想定しているものですが、一定の条件下で当ファンドを含む外国の投資家にも投資が認められているものです。

\*2 中国事業会社が複数の事業体を中国国内外に設立し、それらを通じて海外の投資家から資金調達するための仕組みです。

上記は、当ファンドにおける基準価額の変動要因のすべてではなく、他の要因も影響することがあります。

<sup>■</sup>当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「JPMアジア株・アクティブ・オープン」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者の皆様に対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

## 大和住銀DC外国株式ファンド

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

インターナショナル株式マザーファンド受益証券への投資 を通じて、海外の株式に分散投資します。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。マザーファンドの運用指図にかかる権限を、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクへ委託します。実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。運用は、ファミリーファンド方式で行います。

### 2.主要投資対象

インターナショナル株式マザーファンド受益証券 (マザーファンドは、海外の株式を主要投資対象とします。)

### 3.主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信 託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

### 4.ベンチマーク

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

#### 5.信託設定日

2001年9月21日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託 財産の純資産総額が、30億円を下回ることとなった場合等 には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け 出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させる ことができます。

#### 8.決算日

毎年11月19日(但し休業日の場合は翌営業日)

### 9.信託報酬

純資産総額に対して 年率2.002% (税抜 1.82%)

内訳:委託会社 年率0.87% (税抜)

販売会社 年率0.85% (税抜) 受託会社 年率0.10% (税抜)

\*マザーファンドの投資顧問会社(ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク)への報酬は、委託会社の報酬から支弁されます。

### 10.信託報酬以外のコスト

組み入れ有価証券の売買の際の売買委託手数料等、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸経費 (監査費用等)および受託者の立替えた立替金の利息等は、購入者の負担とし、信託財産中から支弁します。

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

#### 12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

#### 15.信託財産留保額

ありません。

### 16.収益分配

年1回の決算時(原則として11月19日) に収益分配方針に 基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資 されます。

#### 17.お申込不可日等

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「大和住銀DC外国株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## 大和住銀DC外国株式ファンド

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

#### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

### 20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

#### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10000口あたりで表示されている場合は 10000で除してください。

#### 22.委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 (信託財産の運用指図、受益権の発行等を行います。)

#### 23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社 (信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行

### 24.基準価額の主な変動要因等

(1) 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により 株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する 要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業 の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落し た場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### (2) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ③ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

#### 4 カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

#### ⑤ 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### 6 ベンチマークに関する留意点

当ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマークとします。当ファンドの投資成果は、ベンチマークを上回る場合がある一方で下回る場合もあります。したがって、当ファンドはベンチマークに対して一定の成果をあげることを保証するものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「大和住銀DC外国株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## 大和住銀DC外国株式ファンド

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

⑦ ファミリーファンド方式にかかる留意点 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、 当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベ ビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が 生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいて も組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に 影響を及ぼすことがあります。

⑧ 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「大和住銀DC外国株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## 野村日本国債インデックスファンド(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信/国内/債券/インデックス型

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

わが国の公社債を実質的な主要投資対象とし、 NOMURA-BPI国債(NOMURA-ボンド・パフォーマンス・ インデックス国債)の動きに連動する投資成果を目指して 運用を行ないます。

ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファン ド方式で運用します。

### 2.主要投資対象

わが国の公社債を実質的な主要投資対象※とします。 ※「実質的な主要投資対象」とは、「国内債券マザーファン ド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

### 3.主な投資制限

- ・株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転 換社債を転換したもの等に限り、株式への投資割合は信 託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・外貨建資産への投資は行ないません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

## 8.決算日

原則、毎年5月10日(ただし、5月10日が休業日の場合は翌営業 H)

### 9.信託報酬

純資産総額に年0.33%(税抜年0.30%)の率を乗じて得た額

内訳(税抜):委託会社年0.07%、受託会社年0.03%、 販売会社 年 0.20%

### 10.信託報酬以外のコスト

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払 われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するもので あり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- ・ファンドに関する租税 等

### 4.ベンチマーク

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサ 成果等に関して一切責任を負いません。

ルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国 債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ 基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを もとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他 一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティン グ株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、 完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用

## 5.信託設定日

2002年1月7日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等 は、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了 させることができます。

#### 11.お申込単位

1円以上1円単位

#### |12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

### 16.収益分配

原則、毎年5月10日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ない ます。(原則再投資)分配金額は、基準価額水準等を勘案して委 託会社が決定します。委託会社の判断により分配を行なわない 場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額に ついて示唆、保証するものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に 係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものでは ありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は 変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属しま す。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全 性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

## 野村日本国債インデックスファンド(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信/国内/債券/インデックス型

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

### 17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

### 20.セーフティーネットの有無

投資信託は預金保険の対象ではありません。投資信託は保 険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありま せん。

### 21.持分の計算方法

基準価額×保有口数

注: 基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

### 22.委託会社

野村アセットマネジメント株式会社 (ファンドの運用の指図を行ないます。)

### 23.受託会社

野村信託銀行株式会社 (ファンドの財産の保管および管理を行ないます。)

### 24.基準価額の主な変動要因等

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値 動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はす べて投資者のみなさまに帰属します。したがって、ファンドに おいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているもの ではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が 割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なりま す。

#### [債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動 します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これら の影響を受けます。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### ≪その他の留意点≫

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ●ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- ●資金動向、市況動向、不慮の出来事等の場合には、投資方針 に沿った運用ができない場合があります。
- ●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、 利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引 の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ●ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
- ●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの 資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基 準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

<sup>■</sup>当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

## iFree 新興国債券インデックス

投資信託協会分類:追加型投信/海外/債券/インデックス型

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、新興国通貨建ての債券に投資し、投資成果をJPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド(円換算)の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

ロ. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

ハ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ニ. デリバティブ取引(法人税法第61条の5で定めるものをいいます。)は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

### ・ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンドの投資方針

イ. 主として、新興国通貨建ての債券に投資し、投資成果をJPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド(円換算)の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

ロ. 運用の効率化をはかるため、債券先物取引等や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、債券の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、外貨建資産の組入総額ならびに外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。ハ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

※当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

### 2.主要投資対象

ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンドの受益証券 ※ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンドは、新興国通貨 建ての債券を主要投資対象とします。

### 3.主な投資制限

①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

②株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使 等により取得したものに限ります。株式への実質投資割合は、信 託財産の純資産総額の10%以下とします。

③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

### 4.ベンチマーク

JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド(円換算)

#### 5.信託設定日

2016年9月8日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド(円換算)が改廃された場合、もしく は信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

### 8.決算日

毎年7月5日(休業日の場合翌営業日)

### 9.運用管理費用(信託報酬)

純資産総額に対して年率0.242%(税抜0.22%) 内訳: 委託会社 年率0.11%(税抜0.10%) 販売会社 年率0.11%(税抜0.10%) 受託会社 年率0.022%(税抜0.02%)

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社:ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社:運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの 管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社:運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

### 10.運用管理費用(信託報酬)以外のコスト

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の 利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託 手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金 額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する 資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁しま す
- (※)「運用管理費用(信託報酬)以外のコスト」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<マザーファンドより支弁する手数料等>

信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、 先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス―エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J. P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J. P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J. P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

## iFree 新興国債券インデックス

投資信託協会分類:追加型投信/海外/債券/インデックス型

### 「本商品は元本確保型の商品ではありません

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

### 12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

### 16.収益分配

毎年7月5日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配 方針に基づいて収益の分配を行ないます。収益分配金は、自動的 に再投資されます。

### 17.お申込不可日等

ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークまたはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日には、受益権の取得および換金の申込みの受付けは行ないません。金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求を取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

### 20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・ 保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

### 22.委託会社

大和アセットマネジメント株式会社

(信託財産の運用指図、受益権の発行等を行ないます)

#### 23 受託会社

三井住友信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行ないます)

### 24.基準価額の主な変動要因等

<価額変動リスク>

当ファンドは、公社債など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを 十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申上げ ます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 公社債の価格変動(価格変動リスク・信用リスク)

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します(値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともあります。)。新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

#### ② 債券先物取引の利用に伴うリスク

債券先物の価格は、金利の動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合において、先物価格が上昇すれば収益が発生し、下落すれば損失が発生します(売建てている場合は逆の結果となります。)。

### ③ 外国為替予約取引の利用に伴うリスク

外国為替予約とは、将来あらかじめ定めた条件(時期、金額、為替レート等)で外貨の売買を行なう契約のことをいいます。買予約(外貨を買う契約)を行なっている場合、当該外貨の為替レートが円安方向に変動すれば収益が発生し、円高方向に変動すれば損失が発生します(売予約を行なっている場合は逆の結果となります。)。

為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。また、取引の相手方の債務不履行により損失が発生することがあり、この場合基準価額が下落する要因となります。

## ④ 外国証券への投資に伴うリスクイ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス—エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J. P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J. P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J. P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

### 確定拠出年金向け説明資料

## iFree 新興国債券インデックス

投資信託協会分類:追加型投信/海外/債券/インデックス型

### 「本商品は元本確保型の商品ではありません

なお、当ファンドにおいては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

#### ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である証券が上場または取引されている新興 国の税制は先進国と異なる場合があります。また、税制が変更され たり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響 を受ける可能性があります。

#### ⑤ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融 資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあり ます(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。 ※基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド(円換算)の動きに連動する投資成果をあげることをめざして運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- ・指数構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れるとは限らないこと
- ・債券の組入比率が100%でないこと
- ・基準価額の算出に使用する債券の評価価格と、指数の算出に使用される債券の評価価格が異なること
- ・基準価額の算出に使用する為替レートと、指数の算出に使用される為替レートが異なること
- ・運用管理費用(信託報酬)や税金等の負担

※新興国においては、先進国と比較して、ファンドが負担する税金、売買に伴う費用(取引執行コストなど)が高くなる傾向があります

- ・追加設定および解約に対応した債券の約定価格と指数の算出に使用される価格が異なること
- ・債券先物取引等を利用した場合、先物価格と債券価格の値動きが異なること
- ・債券および債券先物取引等の最低取引単位の影響
- ・債券または債券先物取引等の流動性が低下した場合における売買対応の影響
- ・指数の構成銘柄の変更による影響

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス—エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J. P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J. P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J. P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

## 東京海上セレクション・外国債券インデックス

投資信託協会分類:追加型投信/海外/債券/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

- 1. 主に外国の公社債に投資します。
- 2. FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・ 円ベース)をベンチマークとし、これに連動する投資 成果を目標とします。
- 3. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

### 2.主要投資対象

主に外国の公社債を主要投資対象として運用する「T MA外国債券インデックスマザーファンド受益証券」に 投資します。

### 3.主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。外貨建資産への実質投資割合には、 制限を設けません。

### 4.ベンチマーク

FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)

### 5.信託設定日

2010年4月28日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

#### 8.決算日

毎年4月15日(但し休業日の場合は翌営業日)

### 9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.198% (税抜0.18%) 内訳(税抜):委託会社 年0.08%、 受託会社 年0.02%、販売会社 年0.08%

### 10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0055%(上限年66万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

### 12.お申込価額

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却申込受付日の翌営業日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

### 16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

### 17.申込不可日

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

#### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

#### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさ まの投資元本が保証されているものではなく、基準価額 の下落により、損失を被ることがあります。また、運用に より信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさま に帰属します。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・外国債券インデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

55

## 東京海上セレクション・外国債券インデックス

投資信託協会分類:追加型投信/海外/債券/インデックス型

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

### 20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保 険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象では ありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

### 22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社 (信託財産の運用指図を行います。)

### 23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

### 24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は公社債市場の動向などにより変動します。基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

#### ①金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は 下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上 昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準 価額が下落する要因となります。

### ②為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

#### ③信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因と

なります。

#### ④カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

#### ⑤流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を 売却することで解約資金の手当てを行うことがありま す。その際、組入資産の市場における流動性が低 いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で 売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準 価額が下落する要因となります。

2. FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・ 円ベース)との乖離リスク

当ファンドの投資成果はFTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の動きに連動することを目標としますが、両者は正確に連動するものではなく、いくつかの要因により乖離が生じます。乖離が生じる主な要因は次の通りです。

- ・流動性の確保その他の理由で現預金等を保有すること
- ・ファンドが構築するポートフォリオと、FTSE世界国 債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の 構成国、国別構成比等が一致するとは限らないこ と
- ・売買委託手数料等の取引コストを負担すること
- ・信託報酬等の管理報酬を負担すること
- 3. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、 流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する 目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも 用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

4. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・外国債券インデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

56

## 東京海上セレクション・外国債券

投資信託協会分類:追加型投信/海外/債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

- 1. 主に外国の国債に投資します。
- 2. FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・ 円ベース)をベンチマークとし、これを上回る投資成 果を目標とします。
- 3. ポートフォリオは、国別配分、デュレーション調整、 銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。
- 4. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

### 2.主要投資対象

主に外国の国債を主要投資対象として運用する「TMA 外国債券マザーファンド受益証券」に投資します。

### 3.主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。外貨建資産への実質投資割合には、 制限を設けません。

### 4.ベンチマーク

FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)

#### 5.信託設定日

2001年9月25日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

### 8.決算日

毎年6月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

### 9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.715% (税抜0.65%) 内訳(税抜):委託会社 年0.31%、 受託会社 年0.03%、販売会社 年0.31%

### 10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0055%(上限年49.5万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

### 12.お申込価額

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額

#### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却申込受付日の翌営業日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

#### 16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

#### 17.申込不可日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない 事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・外国債券」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## 東京海上セレクション・外国債券

投資信託協会分類:追加型投信/海外/債券

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、 下落する場合があります。したがって、購入者のみなさ まの投資元本が保証されているものではなく、基準価額 の下落により、損失を被ることがあります。また、運用に より信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさま に帰属します。

### 20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保 険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象では ありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

### 22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図を行います。)

### 23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社 (信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

### 24.基準価額の主な変動要因等

#### 1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として公社債など値動きのある証券 に投資しますので、基準価額は公社債市場の動向 などにより変動します。基準価額の主な変動要因は 以下の通りです。

#### ①金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。従って、金利が上昇した場合、当ファンドの基準価額の下落要因となります。ただし、当ファンドのデュレーションがマイナスとなっている場合は金利の下落が基準価額の下落要因となります。

#### ②為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

### ③カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

#### ④流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行いますが、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

#### 2. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。 デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、 流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する 目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも 用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性 法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性 があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・外国債券」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## 三菱UFJ <DC>先進国REITインデックスファンド

投資信託協会分類:追加型投信/海外/不動産投信/インデックス型

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 1.投資方針

【ファンドの目的】

日本を除く先進国の不動産投資信託証券市場の値動きに連動 する投資成果をめざします。

【ファンドの特色】

日本を除く先進国の不動産投資信託証券(リート)を実質的な主要投資対象とします。

S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算 ベース)※に連動する投資成果をめざして、運用を行います

・対象インデックスとの連動を維持するため、不動産投信指数先 物取引を利用し不動産投資信託証券の実質投資比率が100%を 超える場合があります。 原則として、為替ヘッジは行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない 場合があります。

※S&P先進国REITインデックスとは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス LLCが有するS&Pグローバル株価指数の採用銘柄の中から、不動産投 資信託(REIT)および同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額

「国情能(RCIT)およい回来で加速では、 に基づいて算出される指数です。 S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)は、 S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み)をもとに、委託会社 が計算したものです

が計算したものです。 同指数はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックス(S&P DJI)の商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJアセットマネジメント株式会社に付与されています。S&P DJIは、同指数の誤り、欠落、または中断に対して一切 の責任を負いません。

#### 2.主要投資対象

運用は主に「MUAM G-REITマザーファンド」への投資を通じ て、日本を除く先進国の不動産投資信託証券へ実質的に投資を 行います。

### 3.主な投資制限

- ・株式への投資は行いません。
- ・同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。
- その他の投資制限もあります。

### 4.ベンチマーク

S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)

#### 5.信託設定日

2012年1月10日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手 続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させること ができます。(任意償還)

・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合

・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため 有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたは

やむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託 会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを

償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨 委託会社は、ファンドを償ぎを監督官庁に届け出ます。

#### 8.決算日

毎年1月5日(休業日の場合は翌営業日)

#### 9.信託報酬

信託財産の純資産総額×年率0.33%(税抜 年率0.30%)

内訳(税抜):

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.13%	年率0.13%	年率0.04%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。 ※上場投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場 投資信託の費用は表示しておりません。

#### 10.信託報酬以外のコスト

・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、マザー ファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立替えた立替金 の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品

借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 ・信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を

乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。 ・信託財産(投資している投資信託を含みます。)の組入有価証券の 売買の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含みま す。)、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産 の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。 ※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記 載することはできません。

(注)手数料等については、保有金額または保有期間等により異なる ため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

#### 11.購入単位

1円以上1円単位

#### 12.購入価額

ご購入約定日の基準価額

#### 13.購入時手数料

ありません。

#### 14.換金価額

ご売却約定日の基準価額

#### 15.信託財産留保額

ありません。

#### 16.収益分配

毎決算時に分配金額を決定します。

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して 決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行 わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則と して分配を抑制する方針とします。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するもので はありません。

収益分配金は、原則として再投資されます。

#### 17.お申込不可日等

次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。

- ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行の休業日
- ・オーストラリア証券取引所、シドニーの銀行の休業日 (次ページに続きます。)

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連 政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであ り、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為 替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の 運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

## 三菱UFJ <DC>先進国REITインデックスファンド

投資信託協会分類:追加型投信/海外/不動産投信/インデックス型

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

金融証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、 その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの 受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込 みの受付を取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、 購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理 機関にお問い合わせください。

#### 18.課税関係

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

#### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯 金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

### 21.持分の計算方法

基準価額×保有口数

(注)基準価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

### 22.委託会社

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

(ファンドの運用の指図等を行います。)

#### 23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(ファンドの財産の保管・管理等を行います。)

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

#### 24.基準価額の主な変動要因等

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの<u>運用により信託財産に生じた損益は</u>すべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。 (主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

### ①価格変動リスク

一般に、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動するため、当ファンドはその影響を受け不動産投資信託証券の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。保有不動産等の価値は、不動産市況、社会情勢等のマクロ的な要

保有不動産等の価値は、不動産市況、社会情勢等のマクロ的な要因の他、不動産の質や収益増減等の個別の要因によって変動しますが、災害等による保有不動産の滅失、劣化または毀損があった場合には、その影響を大きく受けることがあります。なお、保有不動産等から得られる収益は、賃料水準、稼働率、借入金利等の要因により変動します。

また、不動産投資信託証券は、株式と同様に上場市場で取引が行われ市場の需給を受けて価格が決定しますが、利回りに着目して取引される傾向もあるため、公社債と同様に、金利の影響を受けることがあります。よって、金利の上昇局面では、不動産投資信託証券に対する投資価値が相対的に低下し、不動産投資信託証券の市場価格が下落する場合があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### ②為 替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の不動産投資信託証券は外貨 建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の 影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場 合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むこと があります。

③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいい、株式や公社債への投資と同様に、当ファンドはそのリスクを伴います。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

### ④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている不動産投資信託証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、また、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

#### ※留意事項

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、 実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが 小さかった場合も同様です。

小さかった場合も同様です。 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純 資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

・当ファンドは、S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、不動産投信指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因によりカイ離を生じることがあります。

・不動産投資信託証券および不動産投資信託証券が保有する不動産に係る法律、税制、会計などの制度変更が、不動産投資信託証券の価格や配当率に影響を及ぼすことがあります。不動産投資信託証券の投資口数が増加する場合、1口当たりの不動産投資信託証券の収益性が低下することがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

## 三菱UFJ <DC>先進国REITインデックスファンド

投資信託協会分類:追加型投信/海外/不動産投信/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

#### 25. (参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。) (2023年1月6日~2024年1月5日)における当ファンドの総経費率 は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.58%	0.52%	0.06%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

- ※当期間中に信託報酬率の変更を行っています。
- ※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。
- 詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

## 三菱UFJ <DC>J-REITファンド

投資信託協会分類:追加型投信/国内/不動産投信

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

#### 【ファンドの目的】

わが国の不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、わが国の 不動産投資信託証券の指標である東証REIT指数(配当込み)をベンチ マークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果をめざします。

主として、MUAM J-REITマザーファンドへの投資を通じて、わが国の 金融商品取引所に上場している(上場予定を含みます。)不動産投資信 託証券※1への投資を行います。

- ・ファンドは特化型運用を行います。一般社団法人投資信託協会は信用 リスク集中回避を目的とした投資制限(分散投資規制)を設けており、投 資対象に支配的な銘柄(寄与度\*が10%を超えるまたは超える可能性の 高い銘柄)が存在し、または存在することとなる可能性が高いものを、特 化型としています。
- ・ファンドは、東証REIT指数(配当込み)をベンチマークとして運用して おります。東証REIT指数(配当込み)には、指数に対する寄与度が10% を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、特 定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破 綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生するこ

\*寄与度とは、投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体当たり の時価総額が占める比率または運用管理等に用いる指数における一発行体当た りの構成比率を指します

東証REIT指数(配当込み)※2をベンチマーク※3とし、これを中長期的に 上回る投資成果をめざします。

銘柄選定およびポートフォリオの構築は、定性的評価・定量的評価を経 信託財産の純資産総額×年率0.935%(税抜年率0.85%) て行います。定性的評価については、事業内容および財務内容等の分 析を行います。定量的評価においては、キャッシュフロー、配当利回り、 PBR(株価純資産倍率)等の分析を行います。

マザーファンドの組入比率は高位を維持することを基本とします。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合が あります。

※1 不動産投資信託証券とは、不動産投資法人の投資証券または不動産投資信 10.信託報酬以外のコスト 託の受益証券をいいます。多数の投資家から資金を集めて不動産を所有、管理、 運営し、そこから生じる賃貸料収入や売却益を投資家に分配する商品で、一般的 にREIT(リート: Real Estate Investment Trust)と呼ばれています。分配金の原資は 主に多数の物件からの賃貸料収入などです。JーREITはその日本版という意味で

※2 東証REIT指数(配当込み)とは、東京証券取引所に上場している不動産投資 信託全銘柄を対象として算出した東証REIT指数に、分配金支払いによる権利落 ちの修正を加えた指数です。東証REIT指数の指数値及び東証REIT指数に係る 標章又は商標は、株式会社IPX総研又は株式会社IPX総研の関連会社(以下 「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REI T指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証REIT指数に係る標章又は商標 に関するすべての権利はJPXが有します。

※3 ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とす る指標です。

#### 2.主要投資対象

運用は主に「MUAM I-REITマザーファンド」への投資を通じ て、わが国の不動産投資信託証券へ実質的に投資を行います。

### 3.主な投資制限

- ・株式への直接投資は行いません。
- ・外貨建資産への投資は行いません。
- ・同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純 資産総額の30%以下とします。
- ・1発行体当たりの純資産総額に対する比率は、原則として、35% 以内とします。
- ・その他の投資制限もあります。

### 4.ベンチマーク

東証REIT指数(配当込み)

#### 5.信託設定日

2007年12月7日

#### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手 続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させること ができます。(任意償還)

- ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため 有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託 会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを 償還させます。委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あ らかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

### 8.決算日

毎年1月5日(休業日の場合は翌営業日)

#### 9.信託報酬

内訳(税抜):

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.4%	年率0.4%	年率0.05%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。 ※上場投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場 投資信託の費用は表示しておりません。

- 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、マザー ファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立替えた立替金 の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借 料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、ファン ドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じ て得た額とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産(投資している投資信託を含みます。)の組入有価証券の 売買の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含みま す。)、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産 の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記 載することはできません。

(注)手数料等については、保有金額または保有期間等により異なる ため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

### 11.購入単位

1円以上1円単位

### 12.購入価額

ご購入約定日の基準価額

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連 政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであ り、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為 替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の 運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

## 三菱UFJ <DC>JーREITファンド

投資信託協会分類:追加型投信/国内/不動産投信

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

### 13.購入時手数料

ありません。

#### 14.換金価額

ご売却約定日の基準価額

#### 15.信託財産留保額

ありません。

#### 16.収益分配

毎決算時に分配金額を決定します。

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として 分配を抑制する方針とします。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金は、原則として再投資されます。

#### 17.お申込不可日等

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

#### 18.課税関係

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

#### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

### 21.持分の計算方法

基準価額×保有口数

(注)基準価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

#### 22.委託会社

三菱UFJアセットマネジメント株式会社 (ファンドの運用の指図等を行います。)

### 23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(ファンドの財産の保管・管理等を行います。)

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

#### 24.基準価額の主な変動要因等

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの<u>運用により信託財産に生じた損</u>益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

#### ①価格変動リスク

一般に、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動するため、当ファンドはその影響を受け不動産投資信託証券の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

保有不動産等の価値は、不動産市況、社会情勢等のマクロ的な 要因の他、不動産の質や収益増減等の個別の要因によって変動 しますが、災害等による保有不動産の滅失、劣化または毀損が あった場合には、その影響を大きく受けることがあります。なお、保 有不動産等から得られる収益は、賃料水準、稼働率、借入金利等 の要因により変動します。

また、不動産投資信託証券は、株式と同様に上場市場で取引が行われ市場の需給を受けて価格が決定しますが、利回りに着目して取引される傾向もあるため、公社債と同様に、金利の影響を受けることがあります。よって、金利の上昇局面では、不動産投資信託証券に対する投資価値が相対的に低下し、不動産投資信託証券の市場価格が下落する場合があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### ②信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいい、株式や公社債への投資と同様に、当ファンドはそのリスクを伴います。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

### ③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている不動産投資信託証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、また、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

## 三菱UFJ <DC>JーREITファンド

投資信託協会分類:追加型投信/国内/不動産投信

### 本商品は元本確保型の商品ではありません

#### ※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の 規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、 実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが 小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純 資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・不動産投資信託証券および不動産投資信託証券が保有する不動産に係る法律、税制、会計などの制度変更が、不動産投資信託証券の価格や配当率に影響を及ぼすことがあります。不動産投資信託証券の投資口数が増加する場合、1口当たりの不動産投資信託証券の収益性が低下することがあります。
- ・投資判断によっては特定の銘柄に集中投資することがあります。 そのため、当該銘柄の影響を大きく受ける場合があります。

#### 25. (参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。) (2023年1月6日~2024年1月5日)における当ファンドの総経費率 は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.93%	0.93%	0.00%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時 手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税 等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口 数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連 政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであ り、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為 替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の 運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。 商品提供会社:株式会社鹿児島銀行

# かぎんDC定期預金 (5年)

### 【商品概要】 【元本確保型商品】

## 元本確保型商品で預金保険対象商品

鹿児島銀行の確定拠出年金専用定期預金です。元本は保証されます。預金保険対象商品です。

## 給付時は、中途解約でも預入時の利率を適用

老齢給付や傷害給付等で年金や一時金を受け取るために中途解約した場合でも、預入日の約定 利率がそのまま適用されます。

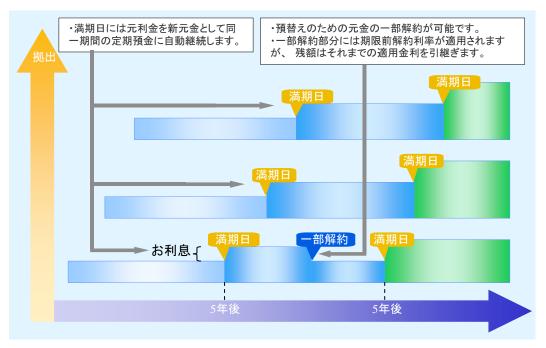
## 固定金利で6ヵ月毎の複利計算

お預け入れ時の利息は満期まで変わりません。6ヶ月ごとに、元本とその利息の合計額に付利されるので、長期の運用に有利です。

## 1円以上1円単位で預入や解約ができる

他の商品への預け替えのための解約はいつでもできますが、現金として払い出すことはできません。

## 仕組み



商品提供会社:株式会社鹿児島銀行

# かぎんDC定期預金(5年)

【元本確保型商品】

#### 1. 基本的性格

自動継続定期預金です。

### 2. 預入対象者

確定拠出年金制度の加入者及び運用指図者です。(ただし、預金名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金から委託を受けた事務委託先金融機関となります。)

#### 3. 預入期間

5年

#### 4. お申込単位

1円以上1円単位

### 5. 約定金利の決定方法

鹿児島銀行のスーパー定期 5 年物の店頭表示利率を適用します。

### 6. 適用金利

預入時の約定金利を満期日まで適用します。

#### 7. 利息の計算方法

付利単位を1円とし、1年を365日とする日割りによる半年毎複利計算です。

#### 8. 利息に対する課税

確定拠出年金制度では利息は非課税となります。

### 9. 満期時の取扱い

満期となった預金明細の元利金を新元金として、同一期間の定期預金に自動継続します。

### 10. 手数料

預入時、預入期間中、解約等に係る手 数料はございません。

### 11. 預替え時の約定日

当行営業日の午後4時時までに受け付けた解約のお申し込みは、翌営業日が約定日となります。 休日は解約のお申し込みのお受付はいたしますが、翌々営業日が約定日となります。

#### 12. 中途解約時の取扱い

預入日から6ヶ月未満の場合、 中途解約日の普通預金利率を適用します。 預入日から6ヶ月以上の場合、 預入日の利率×中途解約掛目(下表をご覧ください。)

ただし、年金又は一時金の支給を受けるためにご解 約される場合は、預入日の約定利率を適用します。 〈中途解約掛目〉

中途解約までの期間	中途解約掛目
6ヶ月以上1年未満	20%
1年以上2年未満	30%
2年以上3年未満	40%
3年以上4年未満	50%
4年以上5年未満	60%

#### 13. 持分の計算方法

当該預金における預金残高が個人別管理資産額の 持分に相当する額となります。なお、個人別管理 資産額の持分は記録関連運営管理機関により計 算・管理されております。

### 14. セーフティネットの有無

当該預金は預金保険制度の対象となります。 預金保険制度の保護範囲は、加入者等のこの預金 に係る元本金額と、現に加入者が鹿児島銀行に保 有する預金保険対象商品との元本金額の合計 1,000万円までの部分とその元本に係る利息等で す。

預金保険対象商品とは、定期預金や利息のつく普通預金などです。

### 15. 損失の可能性

商品提供機関(鹿児島銀行)の破綻時において預 金保険制度の保護範囲を超える元金及び利息につ いては保護されないおそれがあります。

<sup>\*</sup>ご注意

<sup>・</sup>本資料は、情報提供を目的としたものであり、商品の購入、売却あるいは保有を奨励するものではありません。レポートの内容は、商品提供会社より提供された最新の情報に基づきますが、その正確性、完全性等について保証するものではありません。

<sup>・</sup>内容をご確認の上、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願い致します。